

相続税の課税財産に関する一考察

—新制度創設に係る検討—

峪 和 生

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

平成 27 年 1 月以後に開始する相続については、相続税の基礎控除が引き下げられた。この改正に伴い、相続税の課税対象となる者が大幅に増加している。

他方、相続税の税務調査の内訳を見ると、非違財産は現金預貯金が多く、金融資産は申告漏れになりやすいことがうかがえる。

近年、上位の富裕層を中心に国外への資産移転や一般社団法人等を利用した租税回避が行われており、それらを防止するための対策を講ずることは重要であるが、それ以外にも、経済社会の構造変化、資産価値の上昇により、多額の金融資産を有する富裕層も増加していると言われている。金融資産の蓄積が進みその運用の範囲の多様化やいわゆるタンス預金の増加により金融資産の把握が困難になっており、また、個人の権利意識の高まりにより相続人間の紛争が増加していることから相続税の申告や税務調査においても相続人の協力が得にくくなっている。これらの状況と課税件数の急増とが相俟って、相続税の税務調査を巡る環境は厳しくなっている。

とりわけ、金融資産については、相続開始直前に多額の預金を引き出されているにもかかわらず、相続開始時に誰がどのような形態で保有していたのか特定できない事例も多く、課税要件事実の確認が不十分となることがあるが、これらの使途を解明することは税務調査においても重要な論点となる。

そこで、適正公平な課税を確保する観点から、このような事例への対応策も検討する必要があるため、我が国及び外国の既存の制度を参考にしつつ、相続財産の把握の精度を上げ、納税者のコンプライアンスの向上に資する方法を検討する。

2 研究の概要

(1) 所在不明財産の課税等の状況

被相続人が生前のある時期に広い意味で有していた財産は、相続開始時には、①被相続人名義で被相続人が管理していたもの、②他人名義だが被相続人が管理していたと認められるもの、③所在が不明のもの、④費消・贈与されたもの及び⑤被相続人名義だが由来・管理ともに他人のものに類型化できる。ここで、①は当然課税対象である。②はいわゆる名義預金のように実質課税の原則により課税対象となる。③については、④との判別も含め把握できず課税が困難な部分である。④と⑤は、相続開始日において被相続人の財産ではないため、一定の加算措置がある場合を除き相続税の課税対象にはならない。本稿では③が問題となる。

(2) 財産の所在を把握するための仕組み

課税当局による財産の把握を向上させるためのインフラ整備として、近年、①財産債務明細書から財産債務調書への改編、②海外財産等に対する課税の強化（国外財産調書の創設、共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換制度の導入、納税義務の範囲の拡大、富裕層 P T の創設）及び③マイナンバー制度の導入・拡充などが行われている。これらの整備は、相続財産の所在確認に一定の効果があると考えられる。

(3) 課税要件事実の確認が不完全なものに対する課税

質問検査権を行使し課税資料を収集しても、課税要件事実を完全に把握するには不十分となる場合がある。そのような場合に課税当局が行う課税方法として、推計課税と移転価格税制における独立企業間価格の推定規定がある。

イ 所得税等における推計課税

(イ) 制度の概要

推計課税は、納税者の協力が得られない場合など、課税のための直接資料が入手できない場合に、負担公平の観点から、各種の間接的な資料を用いて所得を認定する方法であり、主要な方法として比率法、

効率法を中心に資産増減法などがある。その適用は、必要性及び合理性がある場合に可能と解されている。また、推計課税は明文の規定がなくとも適用可能とされており、明文の規定がない消費税においても推計課税が行われる。

(ロ) 相続税との差異

所得税等の推計課税は、①所得の帰属者が確定していること、②期間損益の算定に際し不足する資料を埋めるためのものであることという特徴があるのに対し、相続税の場合は、①財産の取得者が不明であること、②個別性が強く、同業者との比較によることができないことという点が異なる。

ロ 移転価格税制における独立企業間価格の推定

(イ) 制度の概要

移転価格税制において、独立企業間価格を算定するために必要な書類を求めた場合においてその提示等がなかったときに行われる推定は、①取引価格の決定根拠や他の通常取引価格に関する情報について納税者側から資料提供という形で協力が行われることが極めて重要であること、②仮に納税者から協力が得られない場合に課税当局が何の手だてもなくこれを放置せざるを得ないこととなれば、移転価格税制の適正公平な執行を担保し難いことから、認められているものである。

なお、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）については、B E P S プロジェクトを踏まえ、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から作成・保存が明確に義務付けられている。

(ロ) 相続税との差異

相続税との差異は、上記イの推計課税の場合と同様である。

ただし、一義的には納税者が論点を説明（合わせて書類を作成保存）したうえで申告し、更なる問題があれば税務当局が更正を行うという手法は相続税においても採用可能と思われる。

ハ 小括

所得税等では、必要性があり合理性が確保される場合には推計を用いた課税を行うが、相続税では合理性の面で推計による課税が困難であると考えられる。このため、納税者が非協力的であった場合などは、課税当局が完全に所在を把握できた資産についての課税にとどまり、適正な課税ができているかという懸念が残る。

(4) 韓国における「相続推定財産」制度

所在不明財産に対する課税漏れに対抗するものとして、韓国では所在不明財産を相続財産と推定して課税する制度が導入されている。

イ 制度の概要

預金を引き出し、現金などの把握が困難な資産に変換して相続税を免れようとする者に対し、相続税の不当な軽減を防止するため、被相続人の生前 1 年以内に 2 億ウォン（約 2,000 万円）以上又は 2 年以内に 5 億ウォン（約 5,000 万円）以上の預金の引出し等があった場合において、相続人がその用途を証明できないときは、その差額を相続により取得したと推定して相続税を課税する規定である。

ロ 日本と韓国の相続税の課税方式等の差異

(イ) 課税方式の差異

日本の相続税は遺産取得課税方式であるのに対し、韓国の相続税は遺産課税方式である。したがって、遺産そのものに着目して課税されるので、所在不明財産についても、その取得者を特定する必要はない。ただし、遺産課税方式でありながら相続人個々の事情に配慮した人的控除が存在し、贈与税は取得者課税である。

(ロ) 税額確定方式の差異

日本の相続税は申告納税方式であるのに対し、韓国の相続税は賦課課税方式といえる。ただし、申告期限内に情報申告を提出し、税額を自主納付した場合には相続税額を減額する規定がある。

ハ 小括

日本の相続税は韓国の相続税と課税方式及び税額確定方式が異なることから、推定課税の仕組みをそのまま導入するのは理論的に困難との考えもある。

ここで、諸外国の立法例を見ると課税方式と整合的に制度の細部までが定められているわけではない。また、「財産」自体は課税当局によって確認されていないという点は両方式に共通であり、適正公平な課税のために許容されるかどうかの問題であろう。また、申告納税方式か賦課課税方式かという差異は税額確定手続に関する差異であり、相続推定財産制度に決定的な差を生じるものではないと考えられる。

(5) 所在不明財産に適切に課税する仕組みの検討

以上を踏まえ、相続税において所在不明財産を少なくし、かつ、適正に課税財産に取り込むためには以下のような対応策が考えられる。

イ 法定調書の活用等による納税者コンプライアンスの向上

(イ) 法定調書の活用

財産債務調書については、新制度での提出が始まって日が浅いため、その効果を注視する必要がある。加算税の増減という効果を生じさせる法定調書として、できる限り詳細に記載させるべく引き続き誘導する必要がある。

(ロ) 法定調書の充実

高額な資金移動を把握しやすくするため、金融機関での口座開設の際や高額の出金があった際に提出される新たな法定調書制度を創設することも有効である。

ただし、基準等については、検討を要する。

(ハ) 番号制度の拡充

課税当局が死亡者のマイナンバーを自動的に入手できる仕組みを構築する必要がある。また、将来的には、各国で活用可能な国際的な番号制度も有効であろう。

ロ 使途の自主的解明による納税者コンプライアンスの向上

(イ) 納税者から使途を申告する仕組み

相続開始前 1 年前から相続開始日までの間において預貯金口座から一定金額以上の金銭の引出しがあった場合には、納税者（相続人）がその使途を解明した書類（使途説明書類）を申告書に添付することを制度化する。申告納税の趣旨、立証責任、課税方式との関係など、現行の考え方を大きく変更することなく、納税者のコンプライアンスの向上も期待できる。実務上は、相続税の場合、現在でも税理士関与割合が高く、また、税理士法 33 条の 2 の書面を添付した事案も増加していることから、新たに過重な負担を求めるものではないと考える。また、これにより課税当局は税務調査において使途確認に要する時間を一定程度削減し、他の調査に振り向けることができる。

(ロ) 担保措置としての加算税の加重措置又は軽減措置

上記(イ)の使途説明書類の適正な提出を担保するため、使途説明書類に記載されていない部分について、税務調査において更なる解明ができた場合には、その部分に係る相続税額については、過少申告加算税を通常より割増しする仕組みを検討する。他方、記載されている部分について申告漏れがあった場合には、加算税を軽減することも考えられる。

ハ 推定で課税する仕組み（相続推定財産課税制度）

相続開始前 1 年以内の一定金額以上の支出額から使途説明書類で明らかになった金額を控除した差額を被相続人から相続により取得した財産と推定して課税する。推定規定であることから、納税者は反証により推定を破ることができる。

その場合、法律に推定規定を置いたうえで、一義的には納税者にその規定に基づく申告・納付を求め、それが無い、または金額に疑義がある場合には税務署長が更正をすることが考えられる。

ニ 納税者の権利の保護

(イ) 適用要件の明確化

上記ロの措置は、適用要件は明確である。過少申告加算税の加重措置の対象となる財産の原資の認定などの技術的問題は残るものの、特段の問題は生じない。

上記ハの相続財産推定課税は、「相続開始前一定期間内に一定金額以上の預貯金口座からの金銭の引出しがある場合には、その出金額から使途説明書類によって使途が明らかにされた金額（及び一定の金額）を控除した差額については、被相続人からの相続により取得したものと推定して課税価格を計算する」とし、加えて各相続人が法定相続分で取得したものと推定すれば、法令上の適用要件としては明確である。

しかしながら、課税要件事実の存否については原則として課税当局が立証責任を負うとされる我が国の租税制度においては、受け入れられにくい可能性がある。また、納税者の反証は「ないことの証明」となる。

(ロ) 真に財産の取得を知らない者

過少申告加算税は正当な理由がある場合以外は賦課されるため、上記ロ(ロ)の過少申告加算税の加重措置も、現行の過少申告加算税と同様、基本的には全ての相続人に適用され则认为。国外財産調査及び財産債務調査に係る過少申告加算税の軽減措置についても、軽減部分の特段の扱いは定められていない。

上記ハの推定課税を行う場合、一定額を控除することとすれば、推定課税により課税される税額は実際の不明額に対応する税額より小さいものとなるため、実質的な緩衝策となると考えられる。

利益同一集団である各相続人間であれば、消極的にせよ各納税者の関与が推定されるが、納税者が何らの関与もないことを立証すれば推定課税は適用されない、という対応が可能ではないか。その場合、納税者は、自らが関与していないことを、おそらく間接資料の積み上げ

によって立証すれば良いと考えられる。それにより相続人相互間での牽制が働き、コンプライアンスの向上にもつながる。

3 結論

本稿では、相続税の課税要件事実の確認が十分でない場合への対応案を検討した。

まず、①財産債務調書を詳細に記述すること、マイナンバー制度を更に有効に活用することを提案した。

次に、②相続税の申告書に使途説明書類の添付を義務付けることとし、その適正な提出の担保のための措置として、過少申告加算税の加重措置及び軽減措置を講ずることを提案した。

最後に、③預貯金口座から引き出された金銭の額から使途説明書類により解明された金額及び一定金額を控除した差額を相続により取得したものと推定して相続税を課税する措置を提案した。

③については、我が国の租税制度においては課税要件事実の存否については原則として課税当局が立証責任を負うとされることが、真に取得の事実を知らない納税者にとってその反証は「ないことの証明」とならざるを得ないことにも留意する必要があるが、他方、被相続人が既に死亡していることを奇貨として申告をしない納税者が存在することもまた事実であり、租税負担の公平の観点から、このような納税者への課税を放棄するわけにはいかないと考える。

導入の難易度は①から③の順に高いと思われるが、具体的にどの程度の措置を講ずべきかについては、近年充実してきている納税環境整備の効果や税務執行の状況を見極めたうえで定められるべきであり、納税者の意識の変化も踏まえ、その時代に適した対応を取る必要があろう。

目 次

はじめに	97
第 1 章 所在不明財産の課税の状況等	100
第 1 節 具体的事例の検討	100
1 相続税の課税対象財産の構成	100
2 事例	101
3 所在不明財産の申告実務（実務家の見解）	104
第 2 節 財産の所在を把握するための仕組み	105
1 財産債務調書	106
2 海外財産等の課税の強化	108
3 マイナンバー制度	112
第 2 章 課税要件事実の確認が不完全なものに対する課税	117
第 1 節 所得税等の推計課税	117
1 所得税及び法人税の推計課税	117
2 消費税の推計課税	119
3 相続税との差異	121
第 2 節 移転価格税制における独立企業間価格の推定	124
1 概要	124
2 相続税との差異	126
第 3 章 韓国における「相続推定財産」制度	128
第 1 節 制度の概要	128
1 韓国相続税の概要	128
2 相続推定財産制度の概要	129
3 相続推定財産制度の趣旨	132
第 2 節 日本と韓国における相続税の課税方式等の差異	133
1 課税方式（税額計算の方式）の差異	133
2 税額の確定方式の差異	136

3 小括	137
第 4 章 所在不明財産を適切に課税する仕組みの検討	140
第 1 節 法定調書の活用等による納税者コンプライアンスの向上	140
1 法定調書の活用及び充実	140
2 個人番号の活用	141
第 2 節 使途の自主的解明による納税者コンプライアンスの向上	142
1 納税者から使途を申告する仕組み	142
2 記載内容と立証責任	145
3 加算税の調整	146
4 他の論点	151
5 小括	153
第 3 節 相続財産の推定課税導入による納税者コンプライアンスの向上 ..	153
1 相続税の推計課税の可否	153
2 相続財産の推定課税	154
3 留意点	158
第 4 節 納税者の権利の保護	160
1 適用要件等の明確化	160
2 真に財産の取得を知らない者への対応	161
3 その他	164
おわりに	165

はじめに

相続税の再分配機能の回復、格差の固定化の防止等の観点から平成 25 年に相続税法が改正され⁽¹⁾、平成 27 年 1 月以後に開始する相続については、相続税の基礎控除が「5,000 万円＋1,000 万円×法定相続人数」から「3,000 万円＋600 万円×法定相続人数」へと大幅に引き下げられた。この改正に伴い、相続税の課税対象となる者が大幅に増加している。平成 26 年分では死亡者数 1,273,004 人⁽²⁾に対し相続税が課税された件数（被相続人数）は 56,239 件⁽³⁾であり、課税件数割合は 4.4%であったが、改正後の平成 27 年分では死亡者数 1,290,444 人⁽⁴⁾に対し相続税が課税された件数（被相続人数）は 103,043 件⁽⁵⁾であり、課税件数割合は 8.0%となった。これまで課税対象ではなかった層が新たに課税対象として加わったことから、1 件当たりの相続税額は 2,472 万円から 1,758 万円へと減少⁽⁶⁾したが、課税件数は対前年比約 1.8 倍と高い伸びを見せている。

他方、相続税の税務調査については、平成 27 事務年度においては 11,935 件の実地調査が行われ、非違件数は 9,761 件、実地調査 1 件当たりの追徴税額（本税＋加算税）は 489 万円に上っている⁽⁷⁾。その財産の内訳は、現金・預貯金等が 1,036 億円で申告漏れ相続財産の総額 2,945 億円に占める割合は 35.2%である。これは、全課税事案の遺産の合計額に占める現金・預貯金等の割合が 26.0%

-
- (1) 財務省「平成 25 年度税制改正の解説 相続税法の改正」564 頁～567 頁（http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/explanation/pdf/p0564_0581.pdf）〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕
 - (2) 厚生労働省『平成 26 年人口動態統計』（http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei14/dl/03_h1.pdf）〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕
 - (3) 国税庁「平成 26 年統計年報」（http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/sozoku2014/pdf/05_kazeijokyo.pdf）〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕
 - (4) 厚生労働省『平成 27 年人口動態統計』（http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei15/dl/03_h1.pdf）〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕
 - (5) 国税庁「平成 27 年統計年報」（http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/sozoku2015/pdf/05_kazeijokyo.pdf）〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕
 - (6) 国税庁・前掲注(3)及び前掲注(5)
 - (7) 国税庁「平成 27 事務年度における相続税の調査の状況について」（平成 28 年 11 月報道発表資料）

(平成 25 年分)⁽⁸⁾であることと比較すると相当高いが、いわゆる名義預金などをはじめとして、現金や預貯金等は申告漏れになりやすいことを示している。

また、経済社会の構造変化、資産価値の上昇により、多額の金融資産を有する富裕層も増加していると言われている⁽⁹⁾。政府税制調査会の「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」でも「資産格差が次世代における機会格差につながらないよう、資産再分配機能が適切に確保されるか」⁽¹⁰⁾という観点について言及されているほか、「富裕層に対して適正な課税が行われているかどうかは、それ以外の納税者の税に対する公平感に大きな影響を及ぼす」⁽¹¹⁾ことになると考えられることから、国税庁では、重点管理富裕層プロジェクトチームを立ち上げ、富裕層の課税の適正化に取り組むとともに、その体制を拡充することとしている⁽¹²⁾。

このような上位の富裕層を中心に国外への財産の移転や一般社団法人等を利用した相続税・贈与税の租税回避行為が増加していると言われている。これらの租税回避行為を防止するための対抗策が講じられることが重要であることは論を俟たない。

ところで、そのような租税回避行為以外にも、近年、金融資産の蓄積が進み

(http://www.nta.go.jp/lkohyo/press/press/2016/sozoku_chosa/index.htm)

[平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧]

- (8) 国税庁「平成 25 年統計年報」(http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/sozoku2013/pdf/05_kazeijokyo.pdf) [平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧]
平成 27 事務年度における相続税の調査は、平成 25 年中の相続が中心となっているため、平成 25 年分の数値と比較したもの。
- (9) 野村総合研究所の調査によれば、2015 年において純金融資産を 1 億円以上有する世帯は 121.7 万世帯であり、2013 年からの 2 年間で 20.9%増加し、世帯全体に占める割合は 2.3%となっている。また、これらの世帯が有する純金融資産の総額は 272 兆円であり、世帯数・総額ともに同研究所が同様の方法で推計を行ってきた 2000 年以降最高となっている。(http://www.nri.com/jp/news/2016/161128_1.aspx)
[平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧]
- (10) 政府税制調査会『経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理』(平成 27 年 11 月 13 日) 16 頁
- (11) 国税庁「国際戦略トータルプランー国際課税の取り組みの現状と今後の方向ー」(平成 28 年 10 月 25 日発表資料) 18 頁
- (12) 重点管理富裕層プロジェクトチーム (いわゆる「富裕層 P T」) については、国税庁・前掲注(11)12 頁を参照。

その運用の範囲が多様化していること、低金利などの状況から富裕層が現金志向を強めいわゆるタンス預金が増加⁽¹³⁾していることから、相続財産の中でも金融資産の把握が困難になっている。また、個人の権利意識の高まりにより相続人間の紛争が増加⁽¹⁴⁾しているが、このような相続では、相続税の申告や税務調査においても相続人の協力が得にくい。

これらの要因により、また、冒頭の課税件数の急増と相俟って、相続税の税務調査をめぐる環境はますます厳しくなっている。このような状況を踏まえ、制度面でも、国外財産調書の創設、財産債務明細書の財産債務調書への改編、マイナンバー制度の導入など、相続財産の把握に資する制度の見直しが行われてきた。

しかし、金融資産については、相続開始直前に多額の預貯金が引き出されているにも関わらず、相続開始時に誰がどのような形態で保有していたのか特定できない事例も多く、課税要件事実の確認が不十分となることがある。適正公平な課税を確保する観点からは、租税回避行為を防止するための措置に併せ、このような事例への対応策も検討する必要がある。

そこで、本稿では、我が国及び外国の既存の制度を参考にしつつ、相続財産の把握の精度を上げ、納税者のコンプライアンスの向上に資する手法を研究することとしたい。具体的には、第 1 章で具体的事例及び近年の納税環境整備について検討を行い、第 2 章で課税要件事実の確認が不完全な場合の課税方法について確認し、第 3 章では韓国の相続推定財産制度について触れる。これらを踏まえ、第 4 章では対応策を検討する。

(13) 日本経済新聞平成 29 年 4 月 3 日朝刊 13 版 3 面では、第一生命経済研究所の分析として平成 29 年 2 月末現在でタンス預金が対前年比 8 % 増加し、43 兆円に達することや、金庫の需要増を報じつつ、「現金の大量保有が不透明な面を持つのは否定できない。」と指摘している。

(14) 司法統計によれば、「遺産の分割に関する処分」に関する家事調停事件の数は、平成 27 年は 12,971 件であり、30 年前（昭和 60 年）の 5,141 件に比して 2.52 倍の伸びとなっている。人口動態統計による同期間における死亡数の伸び 1.72 倍を大幅に上回っており、遺産分割に関する紛争が増加していることがわかる。

第 1 章 所在不明財産の課税の状況等

本章では、被相続人の生前に預貯金口座から出金され、所在不明となった金銭に課税した事例について、その内容を検討するとともに、近年、相次いで改正されている富裕層が国内外に有する財産の所在の把握にも資する納税環境整備について確認する。

第 1 節 具体的事例の検討

1 相続税の課税対象財産の構成

相続税の課税対象となる財産は、「相続又は遺贈により取得した財産」である⁽¹⁵⁾。これは、①「相続が開始したこと」、②「財産が存在すること」、③「当該財産が被相続人に帰属していたこと」及び④「相続人が取得すること」を確認することにより明らかになる。

相続税の税務調査においては、資料情報等から相続開始時に何らかの財産が存在した蓋然性が高い場合であっても、調査時に調査対象者の証言や物証が得られないときは、上記のうち②、③及び④の確認が十分に行えない事例も存在する。

ここで、被相続人が生前のある時期に広い意味で有していた財産は、①被相続人名義で被相続人が管理していたもの、②他人名義だが被相続人の財産に由来し、被相続人が管理していたと認められるもの、③費消されていないが所在が不明のもの、④費消・贈与されたもの及び⑤被相続人名義だが由来・管理ともに他人のものに類型化できる。ここで、①は当然課税対象である。②はいわゆる名義預金のように実質課税の原則により課税対象となる。④と⑤は、相続開始日において被相続人の財産ではないため、相続税法 19 条 1 項（相続開始前 3 年以内に贈与があった場合の相続税額）の適用がある場合

(15) 相続税法 2 条。

又は相続税法 21 条の 9 以下（相続時精算課税制度）の適用がある場合を除き、相続税の課税対象にはならない。

相続税申告では通常、①について申告があり、②の一部について（場合によっては、③の一部も）申告される場合もある。税務調査では、①についての財産評価の誤りや申告漏れ、また、②についての申告漏れを把握することにより、修正申告、更正又は決定が行われる。

ただし、③については、④との判別も含め把握できず課税が困難な部分である。また、ここでの所在不明とは、課税当局からみて所在不明ということであり、通常、相続税の納税義務者⁽¹⁶⁾は存在を認識している場合も多いと考えられる。本稿では、③費消されていないが所在が不明のもの（以下「所在不明財産」という。）が問題となる。

2 事例

所在不明財産に課税した事例については、裁決例、裁判例がいくつか存在する。課税当局の立証の程度、事実認定により課税対象となるか否かの結論が左右されると思われる。典型的な事例として以下の 2 例について、概要をみる。

（1）国税不服審判所平成 23 年 6 月 21 日裁決⁽¹⁷⁾

イ 事案の概要

相続開始の直前に被相続人名義の預金から引き出された金銭が、相続財産に当たるとされた事例である。

相続人 D が、平成 19 年 4 月 19 日に A 銀行本店において被相続人名義

(16) 多くの場合、相続人。相続人又は受遺者が複数存在する場合には、そのうちのいずれかの者は、財産の所在を認識している可能性があると考えられる。

(17) 裁決事例集 83 集 833 頁。本件については、その後、地裁に提訴され、納税者は、被相続人が競輪に費消した旨主張したが、預金から金銭を引き出した後に競輪の決済を行った事実はなく納税者が敗訴し、確定している（税資 263 号順号 12145）。なお、本件に関連し、弓削忠史「相続開始の間近に被相続人名義の預金から引き出された現金と相続財産認定」税務事例 44 巻 10 号 26 頁（2012）では、国税不服審判所の審査の在り方が論じられている。

の定期預金を解約し、その解約利息とともに被相続人名義の貯蓄預金にいったん預け入れた後、当該貯蓄預金から現金で引き出した 5,000 万円については、預金引き出されてから死亡までのわずかな期間に、入院していた被相続人が、①家族に知られないまま費消することは通常であれば考えられないことに加え、ギャンブル等の浪費によって費消するには短すぎること及び（入院により）多額の費用が必要なときに預貯金残高の 8 割を超える金員を軽々に費消してしまったとも考え難いこと、また、②被相続人の経営する会社との間で債務の返済や貸付金に充てられた事実がないこと、資産の取得や役務の提供の対価に充てられた事実その他何らかの費用に充てられた事実がないこと並びに病院に対する寄付金及び治療費に費消された事実がないこと、さらに、③妻や子には金員を渡されるような人物について心当たりがなく、金員の保管に関与している相続人 D からもその点について説明がないことを審判所が認定した。各認定事実によれば、本件金員は本件被相続人によって費消等されなかったと認めることができ、ほかにこれを覆すに足りる証拠はないため、引き出された金員は、本件相続の開始時点（同月〇日）までに本件被相続人の支配が及ぶ範囲の財産から流出しておらず、本件相続に係る相続財産であると認められると判断された。

ロ 検討

課税当局は、税務調査においても被相続人の預金を引き出した後の金銭又は転化した財産の所在を直接確認することなく、通常想定し得る金員の流出先（上記イ①～③）に費消等されていないことを確認し、被相続人の支配の範囲から流出していないとして課税したものであるが、裁決、判決においても、それが認められている。

(2) 名古屋地裁平成 14 年 3 月 27 日判決⁽¹⁸⁾

イ 事案の概要

相続財産たる現金の存在に対する課税庁の主張が不十分とされた事例である。

被相続人丙（平成 3 年 11 月 22 日死亡）は、平成元年 11 月 26 日に死亡した義兄 E の葬儀にかかる費用を支払うため当該死亡直後に E 名義の預金 1,000 万円強を解約した。葬儀費用を控除した後の収支を計算すると 291 万円余の差額が生じた。遺産分割に係る審判では、丙死亡時にはその現金が存在していた事実が認定されている。

しかし、裁判所は、「本件訴訟は、本件相続による相続税の更正処分等の適否を巡るものであるから、被告がその適法性を主張するためには、本件相続開始時における当該相続財産の実在を主張立証する必要があるところ、…E の葬儀費用の『収支計算を正確に行えば残るはずのもの』であり、その後、本件相続までの間に『他の資産に変化した…と考えるのが自然である』と主張するのみで、どのようなものとして実在していたかについて特定すらできないのであるから、主張自体不十分というほかない。のみならず、立証の問題としても、A⁽¹⁹⁾は、遺産分割事件において、上記金員は、丙の現金、預金等の財産と別個に存在したものではなく、それらの中に混入したか、又は丙が費消したものであると主張しており…、その金員は丙の財産である他の預金又は株式等に形を変えているか、又は費消された可能性が高いというべき」として、その現金は存在しなかったとしている。

ロ 検討

「どのようなものとして実在していたかについて特定すらできない」と指摘されているが、これは預金の引出しから死亡までの期間の長短と被

(18) 税資 252 号順号 9095。本件については、他に多くの争点があり、他の多くの金融資産については、その形成の過程、管理状況から相続財産とされている。

(19) 本件被相続人の同居の子であるが、本件の原告ではない。

相続人の金融取引の頻度によって判断が分かれるのではないだろうか。本件の場合、引出しからの期間が2年間あることに加え、金額も比較的小額で金融取引が多い場合には他の資産と混在してしまう可能性も高く、被相続人が支配する範囲から流出していないかどうかが判然としない。その場合、他の資産（転化財産も含まれるかもしれない。）については別途課税しているので、二重計上になってしまう可能性も排除できない。

他方、上記（1）の場合、預金の引き出しから死亡までの期間が極めて短く、被相続人自身も入院中であったことから、流出がないことを立証すれば、相続財産として課税することができたものと思われる。少なくとも、直接資料がない場合には全く課税できない、ということではないようである。

3 所在不明財産の申告実務（実務家の見解）

実務家の中には、相続開始前に出金された現金のような所在不明財産に関し、上記2（2）の裁判例を引用しつつ「計算上はあるはずなどという状況証拠では裁判官や審判官の心証を形成できず、実在性を立証できるかどうか判断の分かれ目…納税者と課税庁の双方にどのように立証責任を負担させるか」⁽²⁰⁾の問題であるとし、所在不明財産を当初申告すべきか、更正の請求により返還を求めるべきかという論点について、「現金は存在していたとする立証責任を租税行政庁に委ね、自らは困難である存在しないことの証明責任を負わない選択、すなわち、当初申告では不明金を遺産に含めないとの選択をすべき」⁽²¹⁾とする見解がある。

他方、裁判例、裁決例を分析したうえで、「被相続人の死亡直前の状況により、資産の取得、債務の返済、その他費消等のために支出された事実の有無

(20) 山田俊一「実在性の明らかでない財産は相続税の課税対象になるのか？」税理 59 巻 7 号 161 頁（2016）。

(21) 山田・前掲注(20)163 頁。

を総合的に判断して現金残高を算出する」⁽²²⁾とする実務家もいる。そして、「生前に資金移動があり、それが贈与と認められず、預け金や貸付金として資産性が認められる場合も相続財産の計上漏れとなる。したがって、相続税の申告は、相続開始日時時点の財産の確認だけでなく、生前の被相続人の資金の流れを把握しておく必要がある」⁽²³⁾として、一定の場合には相続財産として申告することが適当とする見解もある。

また、相続税の申告実務においては、税理士は生前の取引記録を確認する必要があるとされ、大口の預貯金の現金引出しがある場合、どのような財産に転化されたのかを確認する必要があること、相続開始直前の引出しは、相続開始時には手元現金として相続財産になることがチェックポイントとして示されている⁽²⁴⁾。さらに、ラウンド数字(端数のない数字)の現金引出しは、通帳の記号から出金場所が判別できれば誰が出金したのかを推測できる場合があること、支払先が解明できない場合には、相続人に時間をかけて再確認してもらい、それでも不明な場合には相続財産には計上しないこととなる⁽²⁵⁾とされている。

第 2 節 財産の所在を把握するための仕組み

上記のとおり、相続税に関しては、被相続人の生前に出金された預貯金のように相続開始日における所在が明らかでないことから相続財産としての認定が困難な場合も多いが、このような財産のほかにも、脱税行為や海外を利用した租税回避行為が問題となっている。所得税・相続税の課税の公平に資するため、近年、富裕層が保有している財産を把握するための制度改革が行われている。

(22) 風岡範哉「相続税申告で最重要論点 生前の現金引出しの確認点」税理 59 巻 5 号 130 頁(2016)。

(23) 風岡・前掲注(22)135 頁。

(24) 山本和義ほか『相続財産がないことの確認 見落としはいけない遺産整理業務の要点』173 頁～178 頁(TKC出版、2016)。

(25) 同上。

本節では、近年の制度改正の概要を確認する。これらの整備は、相続財産の所在確認にも一定の効果があると考えられる。

1 財産債務調書

課税当局が個人の財産を把握するための仕組みとしては、従前から所得税法の規定による「財産債務明細書」制度があった。この財産債務明細書は、年間の所得金額が 2,000 万円を超える者に対し財産及び債務を記載した書類の提出を求めるものであったが、①保有財産の記載内容が概括的であること、②金額等の記載がないものも多いこと、③①及び②から申告内容の検証に活用するには不十分であること、④提出率も 4 割程度にとどまっていること等の課題があった⁽²⁶⁾。また、平成 27 年度税制改正における「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」の創設により保有する有価証券の情報把握が不可欠であった。このため、「財産債務明細書」の提出制度を見直し、加算税の加算減算という法的効果を伴う措置として「財産債務調書」制度が整備された。その際、所得税及び相続税の両方に関わる事項であることから、所得税法における従前の規定を削除し、新たに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国外送金等調書法」という。）に規定されている。

具体的には、各年の総所得金額が 2,000 万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合には、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した調書（財産債務調書）を翌年 3 月 15 日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされている。

その特徴として、「自己の保有する財産及び債務に関する情報を納税者本人

(26) 財務省「平成 27 年度税制改正の解説 国税通則法等の改正」890 頁
(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p0887_0923.pdf) [平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧]。

から提出を求める仕組みですが、本制度の趣旨を全うするため…適正な調査提出に向けたインセンティブとして」⁽²⁷⁾、従来の財産債務明細書とは異なり、①財産債務調書に記載された財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは加算税を 5 % 軽減すること、②財産債務調書の不提出又は財産若しくは債務の記載がない場合に所得税の申告漏れが生じたときは加算税を 5 % 加重すること、といった法的措置が講じられていることが挙げられる。相続税の場合、財産債務調書に記載された財産を申告から漏らしていても、過少申告加算税は 5 % ポイント分軽減されることとなる。財産債務調書の提出義務者が被相続人であるのに対し、相続税の納税義務者は相続人であり、対象者が別人格であることから、加算措置は適当でないと考えられたことによる⁽²⁸⁾。

ところで、例えば、年末の口座残高が 1 億円の預貯金口座を財産債務調書に記載した後、翌年の相続開始の日における口座残高が 500 万円となっていた場合、相続税の申告書に 500 万円と記載しても、財産債務調書制度の観点からは何ら問題はない。仮にこの口座（相続開始日の口座残高 500 万円）について相続税の申告がなく更正等があった場合には、その 500 万円に対応する相続税に係る加算税については軽減措置が適用される。このような場合、課税当局は、口座残高が前年末から 9,500 万円減少していることは容易に認識できるが、それが費消されたのか、或いは他の財産に転化して相続税の申告に反映されているのか等については、財産債務調書からは何ら情報を得ることはできず、（前年末の財産債務調書に記載があった 1 億円のうち 9,500 万円相当の転化財産であることが明らかなものが相続税申告書に記載されていれば別であろうが、）通常は納税者たる相続人等に何らかの説明を求めることになるものと考えられる。

なお、提出基準のうち資産総額基準は、「相続税に係る財産の平均的な課税

(27) 財務省・前掲注(26)896 頁。

(28) 財務省・前掲注(26)897 頁。

価格（平成 25 年分）が 2 億円を上回ることなどを勧告して」⁽²⁹⁾、年末の資産総額が 3 億円以上である場合とされている。平成 27 年分の税務統計⁽³⁰⁾でみると、課税価格が 3 億円超の課税件数は 7,618 件であり、各種特例の適用前後の差はあるものの、課税件数全体（103,043 件）に占める割合は 7.4%となっている。上記のとおり提出基準が相当程度絞り込まれているという提出数の減少要素並びに加算税の加算減算措置並びに財産債務調書の不提出等に関する質問検査権の付与及び検査忌避等の場合における罰則の創設⁽³¹⁾という提出数の増加要素があるため、どの程度提出され、それが相続税の申告とどの程度関連するのかは現時点では明らかではない。

2 海外財産等の課税の強化

（1）国外財産調書の創設

国外送金に関する調書は以前から整備されていたものの、海外に所有する資産に関し納税者に対して直接提出を求める資料はなかった。そこで平成 24 年度税制改正において「近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税漏れが増加してきており、国外財産に係る課税の適正化が喫緊の課題」とされていることから、「適切な課税・徴収の確保の観点から、国外財産に係る情報の的確な把握への対応として、諸外国の例も参考にしつつ…、納税者本人から国外財産の保有につ

(29) 財務省・前掲注(26)891 頁。

(30) 国税庁・前掲注(5)。

(31) 次の行為をした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される（国外送金等調書法 9 条 3 号、4 号）。

① 当該職員の質問に対する不答弁若しくは虚偽答弁又は検査の拒否、妨害若しくは忌避

② 当該職員の物件の提示若しくは提出の要求に対する正当な理由のない拒否又は虚偽記載等の帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出

なお、国外財産調書には不提出や虚偽記載があった場合の罰則が設けられているのに対し、財産債務調書には不提出や虚偽記載自体への罰則が設けられておらず、質問検査権を経由した罰則しか存在しない点にも留意が必要である。

いて申告を求める仕組みとして『国外財産調書制度』が創設された⁽³²⁾。

具体的には、居住者は、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産⁽³³⁾を有する場合には、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（国外財産調書）を、翌年 3 月 15 日までに所轄税務署長に提出しなければならないこととされている⁽³⁴⁾。

これにより、法令上、課税当局は一定の富裕層が国外に保有する財産を把握できることから適正な課税につながるとともに、納税者のコンプライアンスの向上につながることが期待されている。

ただし、国外財産調書においても、財産債務調書と同様に、相続税調査において必要となる調書提出後の財産額の減少の理由や他人名義の国外財産は明らかにならない。

なお、国外財産調書制度が導入されて数年が経過したが、国外財産調書の提出枚数は、初年の平成 25 年分（平成 25 年 12 月 31 日分）は提出件数 5,539 件・国外財産総額 2 兆 5,142 億円であった。不提出等に対する罰則の適用が始まった平成 26 年分（平成 26 年 12 月 31 日分）は提出件数 8,184 件・国外財産総額 3 兆 1,150 億円となり、平成 27 年分（平成 27 年 12 月 31 日分）は提出件数 8,893 件・国外財産総額 3 兆 1,643 億円となっている。

（2）共通報告基準（C R S）に基づく自動的情報交換制度の導入

従来、国外にある情報を入手するには外国の主権（執行管轄権）により制約を受けることから、各国の税務当局は租税条約等に基づき租税に関す

(32) 財務省「平成 24 年度税制改正の解説 国際課税関係（国外財産調書制度の創設等）の改正」616 頁（http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/explanation/pdf/p613_631.pdf）〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕。

(33) 国外財産とは、「国外にある財産」をいう（国外送金等調書法 2 条 14 号）が、この財産とは、金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものをいうこととされている（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて（法令解釈通達）2-1）。

(34) 国外送金等調書法 5 条。

る情報を互いに提供する仕組み（情報交換）を設けてきた。この情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換及び③自動的情報交換がある⁽³⁵⁾。

2008 年の U B S 事件等を受け 2010 年に米国において「外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）」が成立し、欧州 5 カ国がその扱いについて米国と合意したことを受け、O E C D は自動的情報交換に関する国際基準を策定することとした。2014 年に O E C D 租税委員会は「共通報告基準（C R S : Common Reporting Standard）」を承認し、O E C D がこれを公表した⁽³⁶⁾。

共通報告基準は、自動的情報交換の対象となる非居住者の口座の特定方法や情報の範囲等を各国で共通化する国際基準であり、これを適用することにより金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的とするものである⁽³⁷⁾。

具体的には、①各国の税務当局は、それぞれ自国に所在する金融機関から非居住者（個人・法人等）に係る金融口座情報を報告させ、非居住者の各居住地国の税務当局に対して年 1 回まとめて互いに提供する。②金融機関は、共通報告基準に定められた手続に従って、口座保有者の居住地国を特定し、報告すべき口座を選別する。新規開設口座については金融機関が口座開設者から居住地国を聴取する等して居住地国を特定し、既存の口座については金融機関が口座保有者の住所等の記録から居住地国を特定することにより、報告すべき口座の選別が行われる⁽³⁸⁾。

これにより、大量の口座残高などの情報を電子データで瞬時に交換で

(35) 財務省「平成 27 年度税制改正の解説 国際課税関係の改正」624 頁（http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p0615_0794.pdf）〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕。

(36) 財務省・前掲注(35)625 頁。

(37) 財務省・前掲注(35)626 頁。

(38) 同上。

き⁽³⁹⁾、税務調査の端緒となることが期待される。

(3) 納税義務の範囲の拡大

平成 12 年 3 月以前は、財産の取得者の住所によって納税義務の範囲が定められており、日本国内に住所を有する者は相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産の全てについて相続税又は贈与税が課され、日本国内に住所を有しない者は日本国内の財産のみに相続税又は贈与税が課されることとされていた。

しかし、日本国外に転居し国外財産に転化した財産を贈与するという租税回避が散見されたため、平成 12 年度税制改正において経済のグローバル化等といった経済社会状況の変化への対応、課税の公平確保・租税回避行為の防止等の観点から、従来は日本国内に住所を有しない者については、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産で日本国内にあるものが相続税又は贈与税の課税対象とされていたところ、被相続人若しくは贈与者又は相続人若しくは受贈者が国外転出後 5 年以内である場合は日本国外にある財産についても相続税又は贈与税の課税対象とすることとされた。

近年では、例えば、海外で生まれた孫等で、日本国籍を取得しなかった者に国外に所在する財産の贈与等をすることによって、贈与税の課税を回避するなど、この平成 12 年度税制改正後の制度によっても対応できない租税回避行為も見受けられるようになってきた。そこで、平成 25 年度税制改正においては、こうした租税回避に対応するため、日本国籍を有しない国外居住者についても一定の範囲で相続若しくは遺贈又は贈与により取得した国外財産について相続税又は贈与税の課税対象とすることとされた。

また、平成 29 年度税制改正では、上記の国外転出後の期間を 5 年以内から 10 年以内に延長する等の改正が行われている。

(4) 富裕層への対応

富裕層に関する情報収集機能をさらに強化するという観点から、平成 26

(39) 日本経済新聞平成 29 年 2 月 9 日 13 版 2 面。

事務年度より東京、大阪及び名古屋の各国税局に重点管理富裕層プロジェクトチーム（富裕層 P T）が設置された。国際課税にも精通し、豊富な調査経験を有する統括国税実査官（国際担当）を中心に構成されている。

この富裕層 P T では、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者を重点管理富裕層とし、その関係者等を一体的に管理し情報収集した上で、その情報の分析・検討を行っている。分析の結果、調査が必要と認められた場合には、調査対象者の態様に応じ、総合的な調査を的確に企画・実施している⁽⁴⁰⁾。

なお、平成 29 事務年度からの全国的な実施に向けた検討が進められている⁽⁴¹⁾。

3 マイナンバー制度

マイナンバー制度は、「正確かつ効率的な名寄せ、行政事務の効率化及び複数の機関に存在する個人の情報を正確に連携することを可能とする基盤であり、これにより、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入」⁽⁴²⁾されたものであって、平成 28 年 1 月から個人番号カードが交付され、順次、利用が開始されている。マイナンバーとは、①悉皆性、②唯一無二性、③視認性といった要素を備え、最新の基本 4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられた 12 桁の番号をいう⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾。この制度について、本稿では相続

(40) 国税庁・前掲注(11)12・13 頁。

(41) 国税庁・前掲注(11)13 頁。

(42) 財務省「平成 27 年度税制改正の解説 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う国税通則法等の改正（平成 28 年 1 月マイナンバー利用開始）」1020 頁。

（http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p1013_1029.pdf）〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕

(43) 財務省・前掲注(42)1021 頁。

(44) マイナンバー制度と税制に関する論考は多いが、特に、吉村政穂『『マイナンバー制度』の概要と課題』税研 170 号 22 頁（2013）、宮本十至子『『マイナンバー制度』と相続税・贈与税』税研 170 号 45 頁（2013）、猪野茂「マイナンバー制度の概要と

税に関し、以下の 2 点に触れておきたい。

(1) 預貯金者等情報の管理

税務調査との関係では、平成 27 年の法律改正により、金融機関における預貯金情報のマイナンバーによる管理の義務が創設された。これは、「社会保障制度の所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点等から、金融機関の預貯金口座をマイナンバーと紐付け、金融機関に対する社会保障の資力調査や税務調査の際にマイナンバーを利用して照会できるようにすることにより、現行法で認められている資力調査や税務調査の実効性を高める」⁽⁴⁵⁾という考え方のもと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の改正に合わせ、国税通則法が改正され、金融機関等は、預貯金者情報をその預貯金者等のマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならないとする規定（国税通則法 74 条の 13 の 2）が設けられたものである。

改正前の制度でも、課税当局は質問検査権の行使によりマイナンバーを用いた預貯金情報の照会が可能であったものの、この改正により、金融機関等からの迅速・的確な回答を確保し、税務調査における預貯金調査の効率性を高めることとなる⁽⁴⁶⁾。

ただし、預貯金者から金融機関等に対するマイナンバーの告知は、義務ではなく、あくまで任意であることから、すべての口座について確実に付番されるわけではない。

なお、上記改正を行った改正法の附則では、この管理の義務付けの施行後 3 年を目途として、金融機関が預貯金者等から適切に個人番号の提供を

税務について」租税研究 787 号 75 頁等を参照。

- (45) 内閣府大臣官房番号制度担当室「次期通常国会で個人情報保護法等と一括改正を予定しているマイナンバー法改正関係について（案）」3 頁（平成 26 年 12 月 19 日、IT 総合戦略本部第 13 回パーソナルデータに関する検討会提出資料）。

- (46) 財務省「平成 28 年度税制改正の解説 国税通則法等の改正」897 頁（http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/explanation/pdf/p0857_0902.pdf）〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕。

受ける方策及び上記の改正後の施行の状況について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる旨の規定が設けられており、その時点で付番の状況等を踏まえ、更なる付番の促進に向けた施策の検討を行うこととされている⁽⁴⁷⁾。

ところで、上記の金融機関における預貯金情報のマイナンバーによる管理の義務化は、税務調査の際、マイナンバーにより迅速・的確に回答を得られるということであって、口座開設や大口の取引があった場合に課税当局は自動的に法定調書のような形で情報を取得できるようになるわけではない点には留意が必要である。

(2) 相続税の申告書の記載事項

マイナンバーに関するもう一つの論点として、相続税の申告書の記載事項の問題がある。

現在、相続税の申告書には被相続人のマイナンバーを記載する必要はないこととされている⁽⁴⁸⁾。これは、マイナンバー制度導入当初は、被相続人の書類や持ち物などからマイナンバーを確認できない場合には記載不要という任意記載事項としての取扱いであった⁽⁴⁹⁾が、「故人から相続開始後に個人番号の提供を受けることはできない」ことや「相続開始前において、相続税の申告のために、あらかじめ個人番号の提供を受けておくことは、親族間であっても抵抗がある」といった納税者等の反応を受け、相続税の申告書には被相続人のマイナンバーの記載を不要とする取扱いへ変更されたものである⁽⁵⁰⁾。

(47) 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律 65 号）附則 12 条 4 項、財務省・前掲注(46)897・900 頁。

(48) 国税庁 HP 「相続税申告書第 1 表等の改訂について」
（<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/kaiteitou.htm>）
〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕。

(49) 速報税理 35 卷 30 号（2016.10.21 号）10 頁（ぎょうせい、2016）。

(50) 国税庁 HP 「相続税の申告書への被相続人の個人番号の記載に係る取扱いの変更について」（<http://www.nta.go.jp/sozoku-tokushu/sozokuzouyo-mynumber/toriatsukaihenkou.htm>）〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕。

確かに、死者に関する情報は個人情報保護法における保護の対象となる個人情報には該当しない⁽⁵¹⁾ことから、番号法で個人番号をその内容に含む個人情報と定義づけられている「特定個人情報」にも該当しない⁽⁵²⁾が、死者の個人番号であっても番号法の安全管理義務のある「個人番号」である⁽⁵³⁾ことから、死者の個人番号も安全管理義務の対象となる⁽⁵⁴⁾。

任意とはいえ申告書に記載を求める場合には、被相続人と相続人の生前の関係、残された確認可能な財産の態様又は相続人の努力の程度⁽⁵⁵⁾によって申告書ごとに記載の有無が異なることとなり、納税申告書の記載事項としてはいささか不公平との批判もありうる。

しかしながら、被相続人から相続又は遺贈により取得した財産に課税する相続税において、課税当局が被相続人の個人番号を入手することは、税務調査の効率性、適正公平な課税の観点から必須と言える。もちろん、相続税の申告書に記載された被相続人の氏名・住所等の情報を基に、課税当局が住民基本台帳ネットワークにアクセスし、個別に被相続人の個人番号を入手することも可能⁽⁵⁶⁾である。

ただし、無申告事案への対応も考えると、課税当局が被相続人の個人番号を自動的に全件入手することは、相続税の課税においては意義があるものと考えられる。そのためには、相続税法 58 条⁽⁵⁷⁾の規定による市町村長

(51) 宇賀克也『番号法の逐条解説〔第2版〕』21頁（有斐閣、2016）

(52) 宇賀・前掲注(51)25頁。

(53) 宇賀・前掲注(51)23・24頁。

(54) 番号法 12 条。宇賀・前掲注(51)76 頁、個人情報保護委員会『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）平成 26 年 12 月 18 日（平成 29 年 5 月 30 日最終改正）』11 頁（2017）。

(55) 死者に関する情報が死者の遺族等の個人情報となる場合には、当該遺族等は自己の個人情報として開示請求等を行うことが可能である（宇賀・前掲注(51)21 頁）。

(56) 番号法 14 条 2 項、19 条 4 号、住民基本台帳法 30 条の 9、別表第一 44 の 2、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令 1 条 50 項。

(57) 相続税法第 58 条においては、市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者は、死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならないこととされている。

等から税務署長への通知（以下「58 条通知」という。）に記載された被相続人の住所・氏名等の情報を基に上記と同様に課税当局からのアクセスにより被相続人の個人番号を入手することも考えられるが、住所・氏名等の情報から被相続人の個人番号を入手することは、誤表記・脱漏等の可能性も排除できないことを考えると、課税当局からのアクセスではなく、市町村から自動的に被相続人の個人番号を入手できる仕組みを構築することが望ましい。このことは、行政運営の効率化という番号法の目的⁽⁵⁸⁾から也是認されるものと考えられる。

ところで、現在の 58 条通知は「戸籍に関する事務をつかさどる者」から税務署長への通知義務であることから、「戸籍に関する事務」が個人番号の利用対象となっていない現状では、「戸籍に関する事務をつかさどる者」に個人番号の提供を求めることはできない。マイナンバー制度の利用範囲については、戸籍事務、旅券事務などへの拡大について検討し、法制上の措置を講ずることとされており、平成 31 年の通常国会を目途に法制上の措置を講ずることが検討されている⁽⁵⁹⁾が、その見直しにより「戸籍に関する事務」が番号法の個人番号利用事務となる際には、上記のとおり、58 条通知への個人番号の記載について地方自治体に協力を求めることも考えられる。

なお、現在、58 条通知の記載事項については、「届書に記載された事項」と規定されるのみで何ら具体的に法定されていないが、届書の記載事項ではない被相続人の個人番号はもとより他の記載項目についても、現行実務で記載されている事項を法令で明記することにより 58 条通知の制度の明確化・安定化を図ることも重要であると考えられる。

(58) 番号法 1 条。宇賀・前掲注(51)12 頁。

(59) 内閣府HP「マイナンバー制度導入後のロードマップ（案）」
(<http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/faq7-4.pdf>) [平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧]

第 2 章 課税要件事実の確認が不完全なものに対する課税

前章でみたとおり、本稿の問題意識は、相続税の課税要件である「相続又は遺贈により取得した財産」に該当するか否かが何らかの理由により課税当局によって確認できない場合に、その課税を諦めると適正公平な課税が確保されないことから、そのような事態を回避する方策を検討することにある。

そこで、質問検査権の行使によっても直接資料が収集できない場合に税務署長等が行う課税の方法として、推計課税や移転価格税制における独立企業間価格の推定が挙げられる。本章では、我が国の相続税以外の税目で、このような場合にも課税しているケースを俯瞰するとともに、相続税との差異についても検証したい。

第 1 節 所得税等の推計課税

1 所得税及び法人税の推計課税

推計課税とは、税務署長が更正・決定をする場合に、直接資料によらずに、各種の間接的な資料を用いて所得を認定する方法である。所得税法及び法人税法にはそれを認める明文の規定が存在する。

ただし、推計課税は明文の規定の有無にかかわらず認められ、所得税法 156 条の意義は、推計課税を創設的に認めたものではなく、青色申告者に対する推計課税を禁止したところにあるとされている⁽⁶⁰⁾。

(1) 趣旨

所得税及び法人税の理想は、直接資料を用いて所得の実額を把握することにある。その際、直接資料が入手できないからといって、課税を放棄す

(60) 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』7035 頁（第一法規、加除式）。

ることは、公平負担の観点から適当でない⁽⁶¹⁾。

そのため、納税義務者の財産もしくは債務の増減の状況、収入もしくは支出の状況、または生産量・販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその者の各年分の各種所得の金額または損失の金額を推計することが認められている⁽⁶²⁾。

また、推計課税は、推計の必要性がある場合に認められるとされている。すなわち、①帳簿書類等がなく直接資料により収支を明らかにできない場合、②帳簿書類等に誤記脱漏が多いなど信頼性に乏しい場合及び③納税義務者等が調査に非協力で直接資料が入手できない場合のみ推計課税が許される⁽⁶³⁾。この「推計の必要性」を推計課税の効力要件と解するのが通説とされている⁽⁶⁴⁾。

(2) 推計の方法

推計方法については法令で定めはないものの、代表的なものとして以下の方法がある。

イ 純資産増減法

課税期間の期首と期末の純資産を比較し、その増加額を計算して所得を推計する方法である。個人の場合は、この増加額に期間中の生計費その他の消費支出の金額を加算する⁽⁶⁵⁾。

ロ 比率法

仕入金額・売上金額・収入金額等、所得金額の算定の要素となる金額に一定の比率を適用して所得金額を推計する方法である。たとえば、仕入金額のみが判明している場合に、それに差益率（仕入金額に対する収入金額の比率）を適用して収入金額を推計し、さらにその収入金額に所

(61) 金子宏『租税法〔第 22 版〕』894 頁（弘文堂、2017）。

(62) 金子・前掲注(61)895 頁。

(63) 同上。

(64) 酒井克彦「推計課税の本質論と派生する諸問題（上）―再構築を目指す推計課税の本質論への期待―」税務事例 42 巻 1 号 65 頁（2010）。

(65) 金子・前掲注(61)896 頁。

得率（収入金額に対する所得の割合）ないし経費率（収入金額に対する経費の割合）を適用して、所得金額を推計する方法が、その一例である。比率法において差益率・所得率等として一般的に用いられているのは、同業者率である。これは、推計課税をされる納税義務者の近隣の同規模・同業種の青色申告者（比準同業者）の平均値である⁽⁶⁶⁾。

ハ 効率法

推計課税をされる納税者の電力使用量・従業員数・販売個数等に、比準同業者の調査から得られた、これらの指標 1 単位あたりの所得金額の平均値（同業者単位額）を乗じて所得金額を推計する方法である。農業所得については、作物に関する単位面積・収穫数量・収入金額等あたりの所得金額が税務署ごとに効率として定められている⁽⁶⁷⁾。

2 消費税の推計課税

消費税法には推計課税を認める規定はないものの、推計課税は行われており、それが許されることについて次のような裁判例がある。

（1）名古屋高等裁判所金沢支部平成 20 年 3 月 26 日判決⁽⁶⁸⁾

本件は、ロシア人船員等に対する中古車販売業を営む個人が、税務署長がした推計課税に基づく消費税の更正処分並びに無申告加算税及び過少申告加算税の賦課決定は、当該個人が、これまで是認されていたロシア人に対する車両販売の消費税の輸出免税につき修正申告するよう当該税務署長から指導されたにもかかわらず、これに応じなかったため報復的に行われたものであるとして、推計課税の必要性・合理性の欠如などを理由として、当該税務署長に対して、その取消しを求めた事案である。消費税の推計課税につき次のとおり判示されている。

「推計課税とは、所得金額等を実額で把握することが困難な場合に、税

(66) 金子・前掲注(61)896 頁。

(67) 金子・前掲注(61)897 頁。

(68) 税資 258 号順号 10930。

負担の公平の観点から実額課税の代替的な手段として合理的な推計の方法で所得金額等を算定することを指すものである。消費税法は、所得税法 156 条及び法人税法 131 条のような推計課税をすることができる旨の規定を設けていないけれども、所得税及び法人税と同じく申告納税制度を採用している以上、納税義務者の申告した課税標準額等を実額として採用することができず、他にこれらの実額を直接把握するための十分な資料がない場合に課税を行わないことは、租税負担の公平の見地から到底許されないから、消費税においても、推計課税をすることが許されるというべきである。」

(2) 仙台高等裁判所平成 18 年 4 月 12 日判決⁽⁶⁹⁾

消費税等の処分にあたり、推計課税の必要性が認められるか、また、これに付随して本件調査が適法と認められるか、被告が本件訴訟において主張する推計課税には合理性が認められるかについて争われた事案である。消費税の推計課税について以下のとおり述べている。

「控訴人は、消費税につき明文の規定がない推計課税をすることは租税法律主義に違反する旨主張するが、消費税法 28 条は、消費税の課税標準となるべき課税資産の譲渡等の数額を定めたものにすぎず、同条に従って決められる課税標準の数額を、常に実額調査の方法によってのみ決定しなければならないことまでを定めたものと解することはできず、消費税法が、信頼し得る調査資料を欠くために実額調査のできない場合に、適当な合理的な推計の方法をもって課税標準の数額を算定することを禁止するものでないことは、特に納税義務者が質問検査に協力しない場合に納税義務者の課税資産の譲渡等を捕捉するのに十分な資料がないだけで課税を見合わせる事が許されないことからいっても、当然の事理であり、このことは所得税法 156 条のような明文の規定があることによって初めて可能となるわけではないから、消費税法 28 条の定める課税標準の数額の決定につき、法律の許容する推計方法を用いることが租税法律主義に違反するものでない

(69) 税資 256 号順号 10364。なお、同趣旨の判決として、大阪地裁平成 14 年 3 月 1 日判決（税資 252 号順号 9081）等がある。

ことは明らかである（明文の規定が設けられる前の所得税の推計課税に関する最高裁昭和 39 年 11 月 13 日第 2 小法廷判決集民 76 号 85 頁参照）。」

（3）小括

以上から明らかなおと、消費税法には推計課税について定めた明文の規定がないものの、申告納税制度を採用している以上、課税のための資料が十分でないという理由で課税を見合わせるができないことは当然であり、租税負担の公平の見地から消費税の推計課税は許容されると解されている。

3 相続税との差異

次に、所得税等における推計課税と相続税を比較した場合に留意すべき差異について見ることとする。

（1）帰属者の特定性

所得税の推計課税は「居住者」の「各年分の各種所得の金額又は損失の金額」を推計する。この場合、「居住者」が誰であるかについては調査以前に疑いなく特定されているのに対し、相続税の場合、相続開始時には費消されている可能性も含めて「財産」の所在が不明であるため、それを「取得した者」も不明である。また、推計課税は所得があったことは明らかでその計算方法が直接資料によるか間接資料によるかの差であるのに対し、相続税の場合は課税対象である「取得した財産」の存在そのものが不明である。当然、その財産の価値（評価）も不明である。

（2）必要性・合理性

推計課税は、必要性がある場合に認められるとされている。申告納税が原則であり、理想は実額課税であるが、直接資料が入手できない場合にはじめて推計課税が許されると解されている⁽⁷⁰⁾。

消費税においても、上記 2 のとおり、明文の規定はなくとも租税負担の

(70) 金子・前掲注(61)895 頁。

公平の見地から推計課税が許容されると解されている。この事情は、同様に申告納税制度を採用する相続税においても妥当すると考えられる。

ただし、合理性の点については、いささか所得税等とは事情が異なる。推計課税は合理的に行われなければならないとされており、「個別の事案ごとに、なるべく実額に近い所得を推計する必要と、推計課税がもともと実額課税の不可能な場合について認められた概算課税の方法であるという事実との間に適切な調和が図られなければならない」⁽⁷¹⁾とされている。また、ここでいう合理性とは、推計結果の合理性ではなく、合理的な推計方法によるべきことをいうと解される⁽⁷²⁾が、相続税における推計方法の合理性とは何なのか。その要請にこたえるには、事例の蓄積により合理的な方法を類型化することが望ましいと考えられる。

ところで、上記 1 (2) でみたとおり、所得税の推計課税には現在までに課税実務、裁判例等を経て確立された多くの手法が存在する。主な推計方法のうち、頻繁に用いられる方法は比率法、効率法である⁽⁷³⁾が、これらは近隣の同規模・同業種の青色申告者の平均値（同業者率、同業者単位額）との比較によりその者の所得を推計する方法である。相続税はそもそも所得に関する計算ではないことから、一部の要素から期間損益（相続税の場合、被相続人の死亡に係る相続開始時の遺産）の全体を組み立てるという手法は採用できない。加えて、課税対象となる者（被相続人や相続人等）の資産の構成・運用方法、生活環境、遺産分割の方法は千差万別であり類似の者が存在せず、数値を平均化することができないことから、平均値を用いるという考え方も不適切と考えられる。

他方、純資産増減法は、上記 1 (2) イのとおり、期首と期末の純資産の額を比較し、その増加額に期間中の生計費その他の消費支出を加算して年間の所得金額を推計するものである。相続税に関しては、被相続人の生

(71) 金子・前掲注(61)898 頁。

(72) 酒井克彦「推計課税の本質論と派生する諸問題（中）——再構築を目指す推計課税の本質論への期待——」税務事例 42 巻 2 号 59 頁（2010）。

(73) 金子・前掲注(61)897 頁。

前のある一時点の預貯金口座の残高から課税時期の預貯金口座の残高への減少について、その減少額すなわち引き出された金銭がそのまま現金で保管されている場合や相続税を課税すべき財産に転化している場合には適切に相続税を課税することが本稿の問題意識であるから、その減少額（所得税の場合は年間の純資産の増加額）から生計費その他の消費支出、貸付けや贈与の金額、他の預貯金への流出額を減算（所得税の場合は加算）することにより、残っているはずの資産（所得税の場合は年間の所得）を推計するという方法は、（その金銭の全額に課税することの是非は別に議論が必要であろうが、）相続税においても有効と思われる。相続税において同様の課税を行う場合に考えられるものとして、例えば、上記第 1 章第 1 節 2（1）の裁決例では、課税当局は財産の存在について直接証明しておらず、「通常想定し得る金員の流出先についてみても、本件金員が費消等された事実はなかった」ことを明らかにし⁽⁷⁴⁾、事実認定で現金が存在することを推認して、それが間接的に財産の存在を証明したように扱われたと考えられる。他方、預貯金口座からの引出しから死亡までの期間が長い場合、生前から金融資産の運用が複雑である場合又は親族関係・交友関係から金銭の贈与が見込まれるような場合には、上記第 1 章第 1 節 2（2）の裁判例のように課税当局もそのような課税は困難になるであろう。

（3）小括

所得税、法人税及び消費税では、必要性があり合理性が確保される場合には推計を用いた課税を行うが、相続税における推計課税は、理論的には排除はされないが、実務上は、課税対象の存否そのもの、帰属者の特定、合理性の面で困難が多いと考えられる。このため、納税者の協力が得られない場合などは、課税当局が完全に所在を把握できた資産のみの課税にと

(74) ただし、そもそも「通常想定し得る金員の流出」の「通常想定し得る」範囲は、納税者、調査担当者又は裁判官によって異なり、また、居住地又は生活環境によっても幅があるものと考えられ、客観的に合理的な範囲としてこれがないことを証明するのは、預貯金口座からの金銭の引出しから課税時期までの期間にもよるが、容易でないことが想定し得る。

どまる場合も多く、適正な課税ができているかという懸念が残る。

第 2 節 移転価格税制における独立企業間価格の推定

我が国の現行税法において「推定」規定は数か所存在するが、その中でも納税者の協力が得られず不足している資料を埋めるために「推定」によって課税を行うものとして、移転価格税制における独立企業間価格の推定が挙げられる。ここでは、その概要と相続税との差異についてみることにする。

1 概要

(1) 移転価格税制の概要

移転価格税制は、法人が国外関連者との間で資産の販売、資産の購入等の取引を行った場合に、その取引につきその法人がその国外関連者からの支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき又はその法人がその国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、その取引は独立企業間価格で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度である⁽⁷⁵⁾。独立企業間価格の算定には、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法のほか、取引単位営業利益法、利益分割法などの方法がある。

(2) 独立企業間価格の推定の趣旨

当該職員が独立企業間価格を算定するために必要な書類の提示等を求めた場合においてその提示等がなかったときに行われる独立企業間価格の推定⁽⁷⁶⁾は、①取引価格の決定根拠や他の通常の取引価格に関する情報について納税者側から資料提供という形で協力が行われることが極めて重要であること、②仮に納税者から協力が得られない場合に課税当局が何の手だてもなくこれを放置せざるを得ないこととなれば、移転価格税制の適正公平

(75) 租税特別措置法 66 条の 4 第 1 項。

(76) 租税特別措置法 66 条の 4 第 8 項。

な執行を担保し難いことから、認められているものとされている⁽⁷⁷⁾。

(3) 立証責任

この推定課税規定の立証責任について、課税当局側に立証責任があり、独立企業間価格算定のために必要な資料が課税当局に提出されなかった場合に、課税所得の推計を許す制度を採る主な国としては、我が国のほか、ドイツ、フランスが挙げられる。他方、アメリカ、イギリス、カナダなど、もともと挙証責任が納税者側にある国々にあつては、推定規定は存在しない⁽⁷⁸⁾。

また、占部教授は、この推定課税規定に関し、「法律に定められた推定を破るという法律効果が生じることものであることからして、納税者側が主張する金額が適正な独立企業間価格であることの立証責任は、納税者側が負うと解するのが相当であり、納税者側は、その主張する金額が、同条 2 項⁽⁷⁹⁾に定める方法に従って計算された適正な独立企業間価格であることを立証する必要がある」⁽⁸⁰⁾と述べられる。

本規定は推定規定であり、それを破る場合には、納税者は適正な独立企業間価格を立証しなければならない。

(4) 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の作成・保存

課税当局が上記の推定規定を適用できるのは、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類又はその写しの提示又は提出を求めた場合に、遅滞なく提示又は提出がなかったときである。この「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」については、従来、その「範囲については必ずしも明確ではなく、税務当局においていかなる書類等を求めるかについて広範囲な裁量があり…納税者においても…理解が異なるな

(77) 荒巻健二「昭和 61 年 改正税法のすべて」210 頁（大蔵財務協会、1986）。

(78) 猪野茂「日本における推定課税の現状と課題」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』406 頁（大蔵財務協会、2010）。

(79) 租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項を指す。

(80) 占部裕典「移転価格調査 ―推定課税規定を中心に―」日税研論集 64 号 231 頁（2013）。

ど、問題が指摘されていた」⁽⁸¹⁾。そこで、平成 22 年度税制改正において、「価格算定文書の範囲について、納税者の予見可能性を確保し、税務執行の透明化・円滑化の観点から、省令において明確化が図られ」た⁽⁸²⁾。

課税当局の求めに応じ独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類が遅滞なく提出されなかった場合には、推計課税を行うことができることとされており、独立企業間価格算定文書の作成及び保存を間接的に義務化している状況であった⁽⁸³⁾。その後、B E P S プロジェクトの最終報告書において、納税者は、①通常、取引価格の設定前に、税務上、移転価格が適切かどうか検討するとともに、②確定申告時には、財務成績が独立企業原則に即したものとなっているかどうか確認することが求められるとされており、関係者との取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報（ローカルファイル）については同時文書化の実施が望ましい、とされたことを受け、申告納税制度の下で、納税者が自らの申告内容の適切さについて検証するとともに、移転価格税制の適切な執行を担保する観点から、一定の少額取引を除き、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類について、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から確定申告書の提出期限までに作成・取得するとともに、これを保存することが義務化された⁽⁸⁴⁾。

2 相続税との差異

第 1 節の推計課税と同様、相続税の場合、財産の帰属者が不明である点、個別性が強く、他の同業者との比較による推定を行うことができないという

(81) 占部・前掲注(80)183 頁。

(82) 財務省「平成 22 年度税制改正の解説 国際課税関係の改正」507 頁
(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2010/explanation/PDF/12_P489_539.pdf) [平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧]。

(83) 財務省「平成 28 年度税制改正の解説 国際課税関係の改正」569 頁
(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/explanation/pdf/p0562_0695.pdf) [平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧]。

(84) 財務省・前掲注(83)569 頁。租税特別措置法 66 条の 4 第 6 項。

点が異なる。

ところで、移転価格税制は、「国家の課税権の適切な調整の観点から、現実の取引価格ではなく、正常対価で取引が行われたと仮定した場合に得られる…各企業の適正所得に即して各国家が課税を行う」⁽⁸⁵⁾ためのものである。この正常対価（独立企業間価格）は、一義的には各企業において算定されるのであるが、上記 1（2）の趣旨に基づき、一定の必要がある場合に適用される独立企業間価格の推定規定を置いている。これは、「申告納税制度の下、一義的に納税者は、算定のために必要となる書類を準備した上で自ら独立企業間価格を算定し、必要があれば、申告書作成時に申告調整を行い、さらに当該申告に問題があれば、税務当局は更正等を行うということを前提」⁽⁸⁶⁾とする仕組みの一環である。この点、相続開始前に不明出金がある相続税の申告についてみた場合、申告を前提とする点は同様であるものの、財産が存在するか否か、或いは納税者による秘匿があるか否かの問題であって、正常対価を申告調整するものではないため、課税対象の存否自体の認定の問題であり、独立企業間価格の推定とは性質が異なる。

しかしながら、申告に際し、論点とされる部分（移転価格税制における「独立企業間価格」、相続税における「不明出金の使途」）について、一義的には納税者が論点を算定・解明（合わせて文書を作成・保存）し、更なる問題があれば課税当局が更正等を行うという手法は相続税においても採用可能と思われる。ただし、現行相続税法には、納税者に不明出金の使途解明について協力を求める規定は存在しない⁽⁸⁷⁾。

(85) 金子・前掲注(61)552 頁。

(86) 水谷年宏「移転価格税制に関連する推定課税規定についての一考察 —東京地裁平成 23 年 12 月 1 日判決を起点として—」税大ジャーナル 24 号 98 頁（2014）。

(87) 実務上は、第 1 章第 1 節 3 のように納税者又は関与税理士による自主的な解明が行われている場合もあるが、制度としては、規定されていない。

第 3 章 韓国における「相続推定財産」制度

本章では、相続開始前に所在が不明になり、使途も明らかでない財産に相続税を課税する仕組みとして韓国において採用されている「相続推定財産」制度について、その概要を確認するとともに、我が国の相続税において類似の制度を導入しようとする場合の論点を整理し、そのような制度を構築しうるかについて検討する。

第 1 節 制度の概要

1 韓国相続税の概要

まず、韓国相続税の基本的な仕組みについて確認する⁽⁸⁸⁾。

韓国相続税及び贈与税法⁽⁸⁹⁾によれば、韓国相続税の計算は、被相続人の相続開始日現在に遺された相続財産（同法 3 条）⁽⁹⁰⁾に、保険金などのみなし相続財産を加算（同法 8～10 条）し、債務・葬式費用等を控除（同法 14 条）した後、相続開始前 10 年以内の贈与を加算する（同法 13 条）。その際、一定の相続推定財産（同法 15 条）を相続税課税価額に算入する。その相続税課税価額から、基礎控除、配偶者の取得財産に対する控除や各種の人的控除その他の控除（同法 18 条～24 条）を行ったもの（課税標準。同法 25 条）に、10%から 50%までの 5 段階の税率を乗じて相続税算出税額を計算（同法 26 条）し、そこから贈与税額控除、外国税額控除、短期再相続に対する税額

(88) 韓国相続税に関する記述は、特に掲げるもののほか、永田金司『韓国相続税実務詳解 日韓相続税法の交差』（法令出版、2014）、三木義一ほか編著『日韓国際相続と税—理論・実務・Q&A—』（日本加除出版、2005）によった。

(89) 韓国相続税及び贈与税法の条文の記述は、法務大臣官房司法法制調査部職員監修『現行韓国六法』5667 頁以下（ぎょうせい、加除式）によった。なお、2015 年法律 13557 改正まで反映されている。

(90) 戦死による相続、国等に遺贈した財産などが非課税財産とされ（韓国相続税及び贈与税法 11 条、12 条）、公益法人等に対する出捐財産、公益信託財産が課税価格不算入として規定されている（韓国相続税及び贈与税法 16 条、17 条）。

控除（日本の相次相続控除に相当）の各税額控除を控除（同法 28 条～30 条）したものが相続税額とされる。その税額を、各相続人が実際の相続分に応じて按分して納付する（同法 3 条の 2）こととされている。

韓国相続税の税額確定方式は賦課課税方式であるが、相続開始日の属する月の末日から原則 6 か月以内に相続税課税標準申告を行う必要がある。この申告を行い、かつ、申告期限までに自主納付すれば相続税額が 10%軽減される（同法 67 条、69 条、70 条）。

詳細は後述するが、いわゆる遺産課税方式を採用しているものの、納税義務者は遺産管理人ではなく、相続人である。また、相続税の補完税である贈与税は、相続税の遺産取得課税方式に対応する受贈者課税であり、納税義務者は受贈者である。

2 相続推定財産制度の概要

次に、韓国相続税において採用されている相続推定財産制度の概要について見ることにする⁽⁹¹⁾。

（1）法律の定め

韓国相続税及び贈与税法 15 条⁽⁹²⁾は、相続開始日前に処分された財産の課税関係について、次のような推定規定を定めている。

第 15 条（相続開始日前処分財産等の相続推定等） ① 被相続人が財産を処分し、又は債務を負担した場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、これらの相続を受けたと推定して第 13 条の規定による相続税課税価額に算入する。

一 被相続人が財産を処分して受けた金額又は被相続人の財産から引き出した金額が相続開始日前一年以内に財産種類別に計算して二億

(91) 「相続推定財産」に関する記述は、前掲注(88)(89)のほか、永田金司「図解による韓国相続税・贈与税法詳解（第 5 回）」国際税務 26 巻 12 号 54 頁（2006）、坂田純一ほか『Q & A 国際相続の税務』111 頁（税務研究会、2009）、清水智恵子「米国・韓国・台湾の相続の基本」税経通信 67 巻 10 号 96 頁（2012）参照。

(92) 法務大臣官房司法法制調査部職員・前掲注(89)5667.8 頁。

ウォン⁽⁹³⁾以上の場合及び相続開始前二年以内に財産種類別に計算して五億ウォン以上の場合であって大統領令で定めるところにより用途が客観的に明白でない場合。

二 被相続人が負担した債務を合わせた金額が相続開始日前一年以内に二億ウォン以上の場合及び相続開始日前二年以内に五億ウォン以上の場合であって大統領令で定めるところにより用途が客観的に明白でない場合。

② 被相続人が国、地方自治体及び大統領令で定める金融会社等でない者に対し負担した債務として大統領令で定めるところにより相続人が弁済する義務がないものと推定される場合には、これを第 13 条の規定による相続税課税価額に算入する。

③ 第一項第一号に規定された財産を処分して受け、又は財産から引き出した金額等の計算及び財産種類別区分に関する事項は、大統領令で定める。

(2) 大統領令の定め

上記(1)のうち、15 条 1 項 1 号の「財産種類別」、同項 2 号の「用途が客観的に明白でない場合」とは、大統領令において次のように定められている⁽⁹⁴⁾。

第 11 条 (相続税課税価額に算入される財産又は債務の範囲) ① 省略

② 法第 15 条第 1 項第 1 号および第 2 号で“大統領令が定めるところにより用途が客観的に明白でない場合”とは、次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。

1. 被相続人が財産を処分して受けた金額や被相続人の財産から引き出した金銭等または債務を負担して受けた金額を支出した取引相手方(以下この条で“取引相手方”という。)が取引証明の不備等で確認さ

(93) 日本円にして約 2,000 万円である。(1 ウォン=0.1 円として換算)。同じく 5 億ウォンは約 5,000 万円となる。

(94) 永田・前掲注(88)493～495 頁。なお、①と③は筆者において省略した。

れない場合

2. 取引相手方が金銭等の授受事実を否認したり、取引相手方の財産状態等からみて金銭等の授受事実が認められない場合
3. 取引相手方が被相続人の特殊関係人であって社会通念上支出事実が認められない場合
4. 被相続人が財産を処分したり債務を負担して受けた金銭等で取得した他の財産が確認されない場合
5. 被相続人の年齢・職業・経歴・所得および財産状態等からみて支出事実が認められない場合

③ 省略

- ④ 第 2 項の規定を適用することにおいて、同項各号の規定によって立証されない金額が次の各号の一の金額中少ない金額に達しない場合には、用途が客観的に明白でないものと推定せず、その金額以上である場合には次の各号の一に該当する金額中少ない金額を差し引いた金額を用途が客観的に明白でないものと推定する。

1. 被相続人が財産を処分して受けた金額や被相続人の財産から引き出した金銭等または債務を負担して受けた金額の 100 の 20 に相当する金額
2. 2 億ウォン

- ⑤ 法第 15 条第 1 項第 1 号で“財産種類別”とは、次の各号の区分によるものをいう。

1. 現金・預金および有価証券
2. 不動産および不動産に関する権利
3. 削除
4. 第 1 号及び第 2 号外のその他財産
5. 削除

(3) 具体的な仕組み

以上によれば、韓国相続税及び贈与税法 15 条の相続推定財産とは、被

相続人の生前 1 年又は 2 年以内に処分された被相続人名義の財産又は引き出した被相続人名義の預金のうち相続人がその使途の内容について証明できなかった財産で、相続税の課税対象と推定されるものということになる。

この規定は、課税当局に裁量を認める規定ではないことから、差額が生じた場合には、相続財産と推定されることとなる。

その計算は、具体的には申告書の付表 4⁽⁹⁵⁾により行われるが、「処分金額から支出先疎明金額を控除した額（未疎明金額）」から「処分金額の 20% と 2 億ウォンのいずれか少ない金額」を控除した差額である「相続推定財産価額」が相続財産に加算される。つまり、未疎明金額が 2 億ウォン以下の場合にはこの相続推定財産価額による課税規定は適用がないこととなる。また、推定規定であることから、相続人からの反証があれば推定が破られる。

ここに記載された金額は、他の相続財産と合算され、各種控除を適用した後、相続税率を乗じて相続税額が算出される。そして、相続推定財産の価額に対応する相続税額についての納付義務は、各相続人の持分割合によって按分されることとなる。

3 相続推定財産制度の趣旨

この規定の趣旨については、1992 年、韓国の大法院の判決において示されている。すなわち、「この趣旨は、『被相続人が、相続開始前 1 年以内に相続財産を処分…する場合、その処分代金を、課税資料として把握が容易でない現金で相続人に贈与または相続することにより、相続税の不当な軽減を図る恐れがあり、それを防止する（ことにある）』」⁽⁹⁶⁾とされている。課税資料として把握が困難な現金などの資産に変換して相続税を免れようとする者に対して、相続税の不当な軽減を防止するために設けられた規定であり、その示さ

(95) 三木ほか・前掲注(88)301 頁。

(96) 高正臣「韓国相続税法の概要とその特徴」税法学 548 号 55 頁（2002）。大法院判決 92 ヌ 4413（1992. 9. 25）等。

れた趣旨は、被相続人名義の預貯金を引き出したり、株式を売却した後、現金のまま保有する⁽⁹⁷⁾、金地金を購入する、或いは他人名義の資産に転換するような場合にいかに関税税を課税すべきかという本稿の問題意識と軌を一にするものである。

第 2 節 日本と韓国における相続税の課税方式等の差異

1 課税方式（税額計算の方式）の差異

相続税の課税方式は、人が死亡した場合に①故人の生存中の富の蓄積の一部を社会に還元するという考え方のもと遺産そのものを課税対象とする遺産課税方式と、②偶然の理由による富の増加を抑制することを目的として所得税の補完税として人が相続によって取得した財産を対象として課税する遺産取得課税方式がある⁽⁹⁸⁾。

これは、死亡による財産移転について、①遺産そのものが法的主体（遺産財団）を構成し、これを遺言執行人が清算後、相続人に分配する管理清算主義の私法体系を採用する英米法系の国家と、②被相続人から相続人へ直接承継する包括承継主義の私法体系を採用する大陸法系の国家に対応するものと考えられる⁽⁹⁹⁾。

以下、各国の相続税又は遺産税制度における課税方式と制度の内容との論理的な整合性について概観する。

（1）日本

我が国の相続税は、法定相続分による遺産取得課税方式が採用されてい

(97) 本稿のはじめにで触れたように、近年、いわゆるタンス預金が大幅に増加していることは、現金で保管されている資産が増加していることを裏付けている。

(98) 金子・前掲注(61)624 頁、水野忠恒『大系租税法』690 頁（中央経済社、2015）。遺産課税方式と遺産取得課税方式の成立の経緯及びその特徴については、岩崎政明「相続税を巡る諸問題」水野正一編『資産課税の理論と課題』161 頁（税務経理協会、1995）ほか参照。

(99) 小林栢弘『相続税法の論点』29—31 頁（大蔵財務協会、2015）、肥後治樹「個人富裕層のタックス・コンプライアンスとその対応」税大ジャーナル 22 号 131 頁（2013）。

るものの、納税義務の範囲は被相続人又は相続人の住所を基本として判断するほか、小規模宅地等の課税価格の計算の特例や農地等の納税猶予制度などの各種の特例においては、被相続人と相続人の双方に要件が課されているものが多い。

これは、特定の者に対する軽減措置については、制度の趣旨に沿った「先代からの承継」要件を設定すべきという考え方に由来するものと考えられる。

(2) 韓国

韓国の相続税は、名称は「相続税」であるが、遺産課税方式によって課税されている。遺産課税方式は、遺産そのものを課税対象とするのであるから、被相続人の財産であれば、相続人が誰であるか、また、取得の有無にかかわらず課税対象となる。

ただし、死亡による財産移転について我が国と同様に包括承継主義の民法体系を採用する韓国では、相続税の納税義務者は、英米法（管理清算主義）の遺産税のような遺言執行人ではなく、相続人とされており、相続税額を各相続人の相続財産の取得割合により按分した税額について納税義務を負っている⁽¹⁰⁰⁾。

ところで、韓国相続税及び贈与税法においては、制度の詳細な設計は必ずしも課税方式と整合的に定まっているものではない。例えば、韓国の相続税では、相続人の属性によって人的控除が適用される。子供一人につき 5,000 万ウォン、さらに未成年者は 19 歳になるまでの年数×1,000 万ウォン、65 歳以上の同居親族は 5,000 万ウォン、障害者は余命年数×1,000 万ウォンといった人的控除が相続税課税価額から控除される（韓国相続税及び贈与税法 20 条⁽¹⁰¹⁾）。これは、遺産課税方式を採用しつつも、遺産の取得者である相続人の属性に着目した控除を適用しているのであり、純粋に

(100) 永田金司「相続税の遺産取得課税方式と遺産課税方式の検討 ―日本の相続税法と韓国の相続税法を題材として―」税務事例 46 巻 11 号 45 頁（2014）。

(101) 法務大臣官房司法法制調査部職員・前掲注(89)5667.11—12 頁。

遺産課税方式を貫徹するならば本来考慮する必要がない、相続後の要素を考慮していると言える⁽¹⁰²⁾。

(3) ドイツ⁽¹⁰³⁾

税額計算過程において遺産取得課税方式を採用するドイツの相続税では、納税義務の範囲は被相続人の相続開始日の居住形態によって定まるととされている。人の死亡に起因する税制であるがゆえに死亡した被相続人の住所が基準になっているものと考えられるが、純粋に遺産取得課税方式を貫徹するならば、そもそも被相続人がどこに居住していようと、相続人の居住形態に応じて納税義務の範囲が定まるという仕組みが整合的であると考えられる⁽¹⁰⁴⁾。

なお、ドイツでは、相続贈与税法 30 条の取得者による取得の届出によって初めて除斥期間が開始することとされている⁽¹⁰⁵⁾。

(4) アメリカ

遺産課税方式を採用するアメリカ合衆国においては、慈善事業に対して遺贈をした場合には連邦遺産税が非課税とされている⁽¹⁰⁶⁾が、遺産そのも

(102) 現在の韓国の遺産課税方式については、韓国国内においても、国際的課税基準との調和や相続制度の変化に照らし、担税力に沿った課税とするため、また、人的控除が遺産から控除されることや贈与税は受贈者課税であることなど不整合な問題を解消するため、遺産取得課税方式へ転換すべきという提言がある（金完石（高正臣訳）「相続税課税類型の転換に関する研究」立命館法学 306 号、458 頁、2006）。また、金鏞哲「韓国の相続税に関する考察」中央大学大学院研究年報（経済学研究科篇）30 号 13 頁（2001）も同旨の主張をする。

(103) ドイツの相続税に関しては、吉村典久「ドイツにおける相続税の歴史—外国の遺産取得税（ドイツ）—」『相続税・贈与税の諸問題』日税研論集 61 号 209 頁（2011）、天野史子「ドイツ相続贈与税法と資産取得課税について」立命館法学 320 号 1222 頁（2008）参照。

(104) この点、ドイツと同様に遺産取得課税方式を採用するフランスにおいても被相続人の属性により納税義務の範囲が定まるととされている。また、我が国においても平成 12 年 4 月 1 日以降の相続については、従来の相続人の属性に加え被相続人の属性により納税義務の範囲を判断することとしている。

(105) 天野・前掲注(103)1278 頁。なお、同 1250 頁には、「推定課税も行われる。しかしながら、これらの手段の行使については、課税当局は慎重であるべきであるとする説が多数説である。」との記述がある。

(106) 連邦贈与税及び連邦遺産税における寄付金控除の実態については、塚谷文武「アメリカの NPO 税制の構造と実態」立命館経済学 59 巻 6 号 1248 頁（2011）。

のに対して課税するのであるから、遺言や遺産分割による財産取得者が誰であっても本来非課税とする必要はなく、この非課税措置は課税方式からは導き出されるものではない。歴史的・社会政策的意味合いから非課税とされているものと考えられる。

2 税額の確定方式の差異

納付すべき税額の確定の方式には、税額の算定が容易であるため特別の手続を必要としない自動確定方式を除けば、申告納税方式と賦課課税方式の 2 つがある⁽¹⁰⁷⁾。

申告納税方式は、納税者が自ら課税標準及び税額を申告することにより税額を確定する方式であり、申告がない場合又は申告が不相当と認められる場合に限って、租税行政庁の決定又は更正によって税額を確定する方式である。民主的納税思想への適合及び能率的徴収の要請への合致から、我が国でも第 2 次大戦後広く採用されている⁽¹⁰⁸⁾。

他方、賦課課税方式は、納付すべき税額がもっぱら租税行政庁の処分によって確定する方式のことであり、我が国では地方税が原則的にこの方法を用いている⁽¹⁰⁹⁾。

韓国の相続税の納付税額の確定方式は、課税当局が税額を決定することから、賦課課税方式であるとされている。ただし、情報申告を前提としており、相続開始から原則として 6 カ月以内に申告・納付する。納税者からの申告を受けて、課税当局が税額を決定する。ここで、期限までに申告しなかった場合には加算税が賦課される。また、申告期限までに自主納付すれば相続税額が 10%軽減される（同法 67 条、69 条、70 条）。この仕組みについては、「賦課課税としておきながら、申告しなかったことにより、加算税を課すのは、

(107) 金子・前掲注(61)856 頁。

(108) 金子・前掲注(61)856・857 頁。

(109) 金子・前掲注(61)857・858 頁。

論理一貫性に欠ける」⁽¹¹⁰⁾との指摘もある。

なお、韓国の贈与税は、(相続税は遺産課税方式を採用しつつ)受贈者に課されるが、財産取得資金等の贈与推定規定(韓国相続税及び贈与税法 45 条)があり、財産取得者の所得等に照らし、当該財産を自力で取得したと認められない場合には、当該財産の取得資金を贈与により取得したものと推定して、(贈与者は不問であるが)財産取得者に対して贈与税を課税するという規定も存在するなど、賦課課税方式のもと推定課税規定が多用されているという特徴もある。

言うまでもないが、我が国の相続税は申告納税方式であり、納税者が相続の開始があったことを知った日から 10 カ月を経過する日までに相続により取得した財産の価額等(課税標準)及び相続税額を税務署長に申告し、納付することとされている(相続税法 27 条、33 条)。

我が国の相続税と韓国の相続税は、形式的には税額確定方式が異なるものの、申告を前提とし、遅れた場合にはペナルティが課され、韓国においては期限内に納付すれば税負担が軽減されるという面に着目すると、実質的には同様の制度となっている。

3 小括

以上のように我が国の相続税と韓国の相続税とでは、課税方式や納税申告に関する仕組みが異なっていることから、韓国の相続税における相続推定財産の仕組みをそのまま我が国の制度に当てはめることは理論的に困難との考え方⁽¹¹¹⁾もあろうが、以下のとおり制度の差異ごとに着目して考えると、これらの差異は相続推定財産制度の可否について決定的なものとは考えられないのではないか。

(110) 三木ほか・前掲注(88)96 頁〔高正臣〕。

(111) この点、韓国相続税及び贈与税法 15 条の規定に関し、「この規定は、被相続人の財産に加算すれば良いといった遺産課税方式をとっている韓国であるから利用できることで、相続人ごとに相続財産を確定する遺産取得課税を採っている日本においては導入が無理な規定」(永田・前掲注(88)92 頁)との指摘もある。

(1) 課税方式との関係

人の死亡に伴う財産移転に課す租税の税額計算をどのように行い、納税義務者を誰とするかといった課税方式は、遺産課税方式と遺産取得課税方式に類型化されるが、これは遺産の承継に関する考え方が管理清算主義によるのか包括承継主義によるのかといった私法上の制度に影響されるものである。被相続人又は相続人の住所によって定まる納税義務の範囲や人的控除、特例の定め方といった細部は、遺産取得課税方式や遺産課税方式を修正しつつ採用する我が国や韓国のほか、諸外国においても必ずしも課税方式のみによって定まるものではない。

とはいえ、我が国の相続税は遺産取得課税方式であることから、「財産の取得」の事実を明らかにしなければならないとの指摘もありうる。この点、我が国の民法は包括承継主義であり、死亡により財産を包括的に承継することとなるため「財産」の存在が明らかになれば、取得は当然に行われ、課税要件を満たすと考えられる。ただし、財産の取得については触れず、財産そのものに着目して課税する遺産課税方式の方が、所在不明財産に対する課税としては親和的であるとも考えられる。

いずれにしても、「財産」を課税対象とする遺産課税方式において、「計算上の差額」を「財産」と推定することにより課税要件の充足が許容されていることと、「相続により取得した財産」を課税対象とする遺産取得課税方式において「取得」と「財産」が推定により充足されることが許容されるかどうかについては、課税当局において「財産」の存在が確認されていないという点で本質的には同様の問題をはらんでいる。課税の公平の観点から許容されるかどうかという問題であろう。

(2) 税額の確定方式との関係

一般的には、賦課課税方式の場合、課税当局の決定により税額が確定するため、推定課税規定が存在することには合理性があると考えられるが、賦課課税方式であるか申告納税方式であるかという差異は、税額の確定に関する手続きの差異であり、課税要件に関する論点である相続推定財産制

度の可否とは直接は関連しないと考えられる。我が国と韓国との比較を行う場合に、この論点での分析は大きな意味を持たないとも考えられる。

第 4 章 所在不明財産を適切に課税する仕組みの検討

本章では、前章までにみた国内外の諸制度を参考に、所在不明財産について相続税を適切に課税するために考えられる対応策を検討する。

第 1 節 法定調書の活用等による納税者コンプライアンスの向上

第 1 章第 2 節でみたとおり、近年、納税者の資産を把握する仕組みが充実してきている。その中でも国外財産調書や財産債務調書については、被相続人の財産そのものを把握する端緒になることから、相続税の課税資料として重要である。本節では、このような法定調書の活用及び充実並びにマイナンバー制度の活用について検討する。

1 法定調書の活用及び充実

改正後の財産債務調書については、法定調書として現在の仕組みになってから日が浅いため、現時点で、記載状況にどのような変化が生じているのか全体のすう勢は明らかではない。今後、提出者の死亡に係る相続税の申告あるいは税務調査の局面においてどのような活用効果が得られるのかを注視する必要がある。

改正前の財産債務明細書のように記載内容が概括的なものととどまるようであれば、相続税の税務調査においても財産の所在確認には活用しにくく、改正前の財産債務明細書と活用状況は変わらないことも想定される。既に記載方法等も公表⁽¹¹²⁾されているが、納税者にとっても加算税の加重又は軽減という法的効果を生じさせる法定調書として、できる限り詳細な記載を促す

(112) 国税庁HP「財産債務調書の記載例」(http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/annai/pdf/2809_10.pdf)〔平成 29 年 6 月 21 日最終閲覧〕。

べく引き続き誘導していく必要がある。

さらに、被相続人の生前に預貯金口座から引き出した金銭について、国外への資産移転を企図する者も存在するであろうが、このような場合には、国外送金調書の提出を伴うことが想定されることから、国外送金調書の活用も考えられる。

また、高額な資金移動を把握しやすくするため、金融機関での口座開設の際や高額の出金があった際に提出される新たな法定調書制度を創設することも考えられる⁽¹¹³⁾。

2 個人番号の活用

個人番号に関し、第 1 章第 2 節 3 (2) において、被相続人の個人番号が相続税の申告書に記載されないことから、戸籍に関する事務が番号法の個人番号利用事務に追加される際には、相続税の申告がない者も含め課税当局が死亡した者の個人番号を自動的に知りうる仕組みを構築することが重要であることを指摘した。

さらに、第 1 章第 2 節 2 では外国に所在する財産に関する課税の強化についても触れたが、これに関連し、マイナンバー制度を更に一步進め、金子名誉教授が提唱しておられる国際納税者番号制度⁽¹¹⁴⁾を導入すれば、外国に所在する財産の適正・公平な課税に大きな効果を発揮すると考えられる。ドイツでも納税者番号が導入される⁽¹¹⁵⁾に至り、共通報告基準 (CRS) による

(113) ただし、口座開設の際の情報は、金額基準の問題がある。高額の開設のみ対象にすると、あえて少額で開設した場合には法定調書から漏れ、少額の開設も対象とする
と活用の効率性が低くなるという問題が生じる。また、高額の出金について全ての情
報を得る場合、どの税目のどの課税の場面において有効な活用につながるのかとい
う点を整理する必要もある。この点、現在もどの税目のどの場面において活用される
のかが特定されていない、或いは複数の税目の複数の場面において活用されることを
想定した法定調書も存在することを考えると、問題は社会的コストと活用効果との比較
(費用対効果) かもしれない。

(114) 金子宏「国際納税者番号の採用に向けて」税研 144 号 10 頁 (2009)。

(115) ドイツにおける納税者番号制度については、吉村典久「ドイツにおける納税者番
号制度」『納税環境の整備』日税研論集 67 号 155 頁 (2016)。

自動的情報交換制度が導入されたことも踏まえると、今後、国際納税者番号制度が導入されれば、国外財産の把握が進み所在不明財産の範囲をさらに狭くすることができると考えられる。

第 2 節 使途の自主的解明による納税者コンプライアンスの向上

被相続人の生前に預貯金口座から引き出された金銭について、その金銭そのもの又はその転化財産が相続税の課税対象となる場合においてそれが申告されていないことが見込まれるときは、公平な租税負担を実現するためには、その使途を解明し課税する必要がある。ただし、納税者の協力が得られない場合など、課税当局による解明には限界がある。そこで、納税者（相続人等）が自らその使途を解明した書類（以下「使途解明書類」という。）を相続税の申告書に添付することを義務化することを検討する。その際、使途解明書類の適正な提出を担保するための仕組みについても検討する。（後掲「概念図 1」参照）

1 納税者から使途を申告する仕組み

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも納税者の自発的な納税義務の履行支援等を目的とした取組を実施するなど、メリハリのある効果的・効率的な事務運営に努めており、納税者の申告前の自己点検の支援や、書面でのお尋ねなどによる申告についての自主的見直しの呼びかけなどの多様な手法を用いて、幅広い納税者に自発的な適正申告を促す取組を充実させている⁽¹¹⁶⁾。使途解明書類の添付を求めることは、この流れにも合致するものと思われる。

（1）提出基準

預貯金口座からの引出しからの期間があまりに長期にわたると納税者に

(116) 国税庁『国税庁レポート 2016』29 頁（2016）。

よる解明も困難になり、また、相続開始時（課税時期）までに費消される可能性が高くなり、課税財産となる可能性が低くなると考えられることから、解明を要する死亡前の期間は比較的短期間であることが合理的と考えられる。第 1 章第 1 節 2（1）及び（2）でみた事例や韓国の例を参考にすると、使途説明書類により納税者に被相続人の生前における出金の使途を明らかにするよう義務規定を設ける場合には、被相続人の死亡前 1 年以内か 2 年以内が適当と考えられる。

他に、相続税法 19 条において死亡前 3 年以内の贈与については相続税の課税価格に加算し、課税対象に取り込むこととされている⁽¹¹⁷⁾⁽¹¹⁸⁾ことを参考として、相続開始前 3 年以内の出金について解明を求めることも考えられる。

金額基準については、すべての者のすべての出金を対象とすると、例えば、生計費として費消されたものなど日常的な出金の場合も解明の対象となってしまうが、このような日常的な出費は相続税の課税対象とならない者においても生じるものであり、租税負担の公平を害するとは言えない⁽¹¹⁹⁾ことに加え、実務上も納税者と課税当局の双方に過重な負担となることから、生計費程度のもものは当然解明の対象にならないと考えられる。

(117) 相続税法 19 条の死亡前 3 年内加算の趣旨は、贈与税が相続税の補完税としての役割をもつ意味においては、課税された贈与税は、贈与者の相続開始に係る相続税で精算する必要があるから、とされている（武田・前掲注(60)1364 頁）。また、安島和夫氏は「贈与税は、相続税の補完税としての役割をもつものであることから、できるだけ贈与税の負担は相続税の負担と等しいことが前提とされる。…一生を通じて累積…することが望ましいといえるが、…税務執行上可能な範囲内の期間のものについて、相続税の課税価格に加算することとしている」とされる（安島和夫『相続税法 一理論と計算―〔八訂版〕』71 頁（税務経理協会、2016））。

(118) この加算措置における 3 年という期間の長短について、水野教授は、民法における贈与の扱いと比較しつつ、「相続税法における相続財産とみなす範囲も政策問題であるが、特定の相続の当事者に限らず、一般の国民からみて、どこまでを相続財産とみなすことが公平であるかという観点が重要になる」と述べられる（水野・前掲注(98)733 頁）。

(119) 日常的な生計費の額として、例えば、全国消費実態調査の分位別の消費額を参考にすることも考えられるが、実際には調査に表れない支出もあろうし、それが課税の公平を害するともいえないことから、金額基準として厳密な議論はなじまないのかもしれない。

そこで、相続税が課税される事案での被相続人一人当たりの現金、預貯金等の金額が 4,676 万円⁽¹²⁰⁾であったことを参考に、課税対象となる平均的な預貯金の金額までの引出しをカバーするものとして、例えば、相続開始前 1 年以内に 4,000 万円以上又は 5,000 万円以上の出金があった場合を基準とすることが考えられる。

このほか、第 1 章第 1 節 1 (1) の判決では、「本件金員以外の預貯金は 10,000,000 円に満たず、本件被相続人名義の預貯金口座からの 1,000,000 円を超える使途不明な出金は本件金員以外にないなどといった本件被相続人の預貯金口座の状況に照らせば、50,000,000 円という金員は…記憶が残っていないとは考え難く」とされていることを参考とするならば、相続開始の日における預貯金残高の何割、何倍という定め方も可能であろう。ただし、合理的でありつつも、同じ金額が不明になっても相対的に高額な預貯金を有する者は使途を解明しなくてもよいということになるため、公平感が保たれない恐れがある。

ところで、このような金額基準を設ける場合、その金額までであれば引き出した後の使途が不明だと主張しても更正処分を受けることはない⁽¹²¹⁾、というメッセージになってしまうおそれがある。この点、金額基準以下の預貯金の引出しであっても、税務署長は、引き出した金銭を把握した場合やその転化財産が相続税の課税対象となるものであることを把握した場合には、当然、現行法の枠内で更正処分を行うことができる。

(120) 国税庁・前掲注(5)。平成 27 年中に相続が開始した被相続人から相続等により現金、預貯金等を取得した者について、その現金、預貯金等の総額 4,799,552 百万円を当該現金、預貯金等を残した被相続人の数 102,639 人で除したもの。なお、基礎控除が引き下げられる前の平成 26 年分における同数値は、被相続人一人当たり 5,898 万円であった(国税庁・前掲注(3))。

(121) 韓国相続税においては、前章でみたとおり、出金が 1 年間で 2 億ウォン(約 2,000 万円)を超える場合が推定課税の対象となるが、賦課する際は 2 億ウォンを控除した部分に課税される。これに対し、本節の使途説明書類の場合、提出により課税が行われるのではなく、課税当局の税務調査を前提とするため、韓国のような控除部分を設定する必要はなく、また、提出の金額基準によって使途説明書類の提出義務がない事案との間で更正処分の有無及び金額に差が生じることはない。

いずれにせよ、期間、金額に関する基準については、その時点における同種の事案の内容、他の制度とのバランス、納税者への影響等を総合的に勘案して判断されるべきものと考えられる。

(2) 使途不明の態様（対象となる引出し等）

相続開始前の一定期間内に被相続人が手にした金銭という意味では、金融機関の預貯金口座からの金銭の引出しのみならず、有価証券、不動産等の資産の譲渡の対価として取得した金銭の使途が不明の場合も同様に、その使途を解明する必要があることから、使途説明書類の提出の対象となる解明対象に含むべきである⁽¹²²⁾。

また、名義預金など、被相続人の財産に由来し、被相続人が管理していた財産のように相続税の課税対象になると考えられるものがある場合には、そこから引き出された金銭も含むべきであろう。

2 記載内容と立証責任

(1) 記載内容

使途説明書類の添付を求める場合、その記載内容は、詳細なものである必要がある。対象期間における①出金等の出金元、出金時期及び出金額、②支出先、支出時期及び支出金額について記載されている必要がある⁽¹²³⁾。②の「支出」には、事業者等に対して支払った資産の購入又はサービスの提供の対価のみならず、貸付け、贈与、寄付などが含まれる。さらに、支出していない場合、すなわち現金のまま保管していた場合にもその旨の記

(122) 本稿においては、便宜上これらを区別せず、以下「預貯金口座からの金銭の引出し」、「預貯金口座から引き出された金銭」等と表記する。

(123) 財産債務調書及び国外財産調書においては、調書の提出がない場合、調書に記載がない場合と同様に加算税の加重の対象となる「重要なものの記載が不十分であると認められるとき」とは、「記載事項について誤りがあり、又は記載事項の一部が欠けていることにより、…財産〔筆者注：財産債務調書の場合は、財産債務〕の特定が困難な場合をいう」こととされている（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）通達 6-3、6の3-3）。

載を求める必要があろう。また、記載された内容については、課税当局による検証が可能な状態で契約書、領収書等の証拠書類が保存されていることが望ましい。

なお、被相続人の生前の行為に関する内容であるため、相続人が了知していない可能性もある。この場合、納税者が努力したにもかかわらず明らかにならない部分があれば、それは記載されないということになる。

ただし、納税者自身が金銭若しくは転化財産の受領者であった場合には、当然記載されることが前提であり、そのような場合に記載しない不作為は、（重加算税の賦課の可否は更なる論点があろうが）隠蔽行為に該当するものと考えられる。

（２）立証責任

使途説明書類は、相続開始の日までに費消され、同日において存在しないことの疎明となる場合には、相続税の課税要件たる「相続又は遺贈により取得した財産」に該当しないことを明らかにするものであることから、納税者がその書類に記載されている事項について争う可能性は低い⁽¹²⁴⁾。また、現金や転化財産として課税されることを明らかにする場合にも、課税対象であることから、記載事項について争う可能性は低い。

そのうえで、仮に納税者が提出した申告書の添付書類（使途説明書類）に記載した内容について納税者が争う場合には、確定申告書に記載された課税要件事実についてその申告者が争う場合と同様に、その立証責任は納税者側にあると考えられる。

３ 加算税の調整

（１）申告納税制度の趣旨と使途説明書類の提出の担保

我が国の相続税は、税額確定に関し申告納税方式を採用している。金子

(124) 差額部分の課税については課税当局による税務調査を前提としていることから、追加で説明した部分に関する課税要件事実の立証は課税当局が行うことになる。ただし、後述第 3 節のような推定課税を行う場合には、使途説明書類の記載内容が重要になってくる。

名誉教授によれば、申告納税制度は、「国民主権主義に適合する制度であり、まさに民主主義的租税思想の制度的表現であると考えることができる。その意味で、申告納税制度は、日本国憲法の下における制度の民主的改革の一環」⁽¹²⁵⁾とされており、また、「民主主義の下では、国民は主権者としてたえず政治を監視し、自らの責任で政府を支えるべきであるから、納税も自らのイニシアティブで行うべきである。申告納税制度は、民主的租税思想の最も重要な要素であり、情報申告制度や納税者番号制度は、申告納税制度をバック・アップするための制度としての意味を持っているにすぎない」⁽¹²⁶⁾とされている。

申告納税制度のもとで、納税者の協力が得られず、生前に預貯金口座から引き出された金銭の使途が不明となる場合でも、第 1 節の法定調書や個人番号制度の活用及び充実を図ることにより、そして、上記 1 の使途説明書類の提出を求めることにより、使途不明財産が少なくなるように、直接資料により財産の存否を明らかにできるようにするための制度の見直しが必要である。そのうち、上記 1 の使途説明書類については、その適正な提出を担保するための仕組みを設ける必要がある。第 1 章第 2 節で触れた近年の例を参考にとすると、一定の書類の適正な提出を求めるための担保措置として、加算税の加重・軽減措置を講ずることが考えられる。

(2) 各種法定調書制度における加算税の加重・軽減措置（現行）

加算税とは、金子名誉教授によれば「納税者のコンプライアンスの水準を高めて、申告納税制度…の定着と発展を図るため、申告義務…が適正に履行されない場合に課される附帯税」⁽¹²⁷⁾と、品川名誉教授によれば「申告秩序維持のための納税義務違反に対する行政罰」⁽¹²⁸⁾とされている。

納税者本人から提出される国外財産調書及び財産債務調書には、第 1 章

(125) 金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』578 頁（有斐閣、2010）。

(126) 金子・前掲注(125)588 頁。

(127) 金子・前掲注(61)820 頁。なお、「納税者のコンプライアンスの水準を高めて、」の記述は、第 22 版から追加されている。

(128) 品川芳宣『附帯税の事例研究〔第 4 版〕』479 頁（財經詳報社、2012）。

第 2 節で述べたとおり加算税の加重措置と軽減措置が講じられている。財産債務調書については、「自己の保有する財産及び債務に関する情報を納税者本人から提出を求める仕組みですが、本制度の趣旨を全うするため…、適正な調書提出に向けたインセンティブとして」⁽¹²⁹⁾加算税の加重措置と軽減措置が設けられたものである。つまり、本人が提出するのであるから、納付する税額に影響を及ぼすようなインセンティブ措置がないと適正な提出が担保されないおそれがあるという趣旨であると思われる。

この国外財産調書及び財産債務調書のインセンティブ措置（特に軽減措置）については、「税法違反の是正や違反者に対する制裁を与えることよりも、むしろ、例えば、課税庁への情報提供を促すことや申告納税の意欲の醸成といった課税庁にとって望ましい納税者の行動を促すことを目的とする制度の一つとして位置づけることができる」⁽¹³⁰⁾との評価もあり、加算税について新たな視点を与えているものと考えられる。また、このように資料情報制度の担保措置として加算税制度を用いる方法について、酒井教授は、「申告納税制度の下、適正な申告を担保するための措置として、加算税制度に期待が寄せられていると思われる。この点は、近時の税制改正が加算税制度とのリンケージを図りながら資料情報制度を拡充していることから明らかであろう。こうした、加算税制度と資料情報制度の拡充という両輪をもって適正な申告を担保しようとする姿勢は、近時の税制改正の特徴の一つであるといえる」⁽¹³¹⁾と評価されている。

（3）使途説明書類と相続税に係る加算税の加重措置の可否

現在の財産債務調書が相続税の税務調査で活用される場合、財産債務調書の提出義務者は被相続人であり、納税義務者は相続人等であるから、提出義務者と納税義務者が異なることに鑑み、別人格である相続人等の責任

(129) 財務省・前掲注(26)896 頁。

(130) 野一色直人「加算税制度の今後の方向性と課題について ―課徴金制度との比較を通じて―」税法学 576 号 119 頁（2016）。

(131) 酒井克彦「調査手続の法整備と加算税強化の方向」税理 59 巻 8 号 10 頁（2016）。

とすることは適当でない⁽¹³²⁾と考え、相続税では上記（２）の加算税の加重措置はなく、財産債務調書に記載がある財産の申告漏れがあった場合の加算税の軽減措置のみ手当てされている。

この点、上記１の使途説明書類の場合、その提出義務者は相続税の納税義務者本人であることから、財産債務調書のインセンティブ措置のように軽減措置のみ適用されるという制約を受ける必要はなく、加重措置も可能と考えられる。

（４）加重又は軽減の方法

財産債務調書に記載がない財産から生じた所得に対する所得税と同様に、預貯金口座から引き出された金銭若しくはその転化財産を課税当局が把握した場合において、使途説明書類に当該金銭又は転化財産の記載がないとき又は使途説明書類の提出要件を満たしているにもかかわらず、その添付がないときは、その把握した金銭又は転化財産に対応する相続税額に係る過少申告加算税を５％ポイント加重することが考えられる。併せて使途説明書類に記載がある使途であるが相続税の課税財産として申告していない場合（例えば、使途説明書類には株式を購入したと記載したが株式が申告されていない場合、贈与したと記載したが相続開始前３年以内の贈与加算がされていない場合又は名義預金に転化していると記載したが相続財産としては申告していない場合など）には、その後の税務調査の結果、課税時期において金銭又は転化財産が存在したことが把握され、相続税の課税対象とされた場合には、その使途説明書類に記載した金銭又は転化財産に係る過少申告加算税を加重の場合と同様の割合で軽減することが考えられる⁽¹³³⁾。納税者においては、転化財産が相続税の課税対象となるか疑義が

(132) 財務省・前掲注(26)897 頁。

(133) 無申告加算税についても検討すると、無申告の場合には、生前に預貯金口座から引き出された金銭及びその転化財産についても、それ以外の財産についても一切申告されていないのであるが、無申告の観点からみた場合、両者を区分することに意味がないと考えられることから、生前一定期間に使途不明となった財産のみ加算税を加重する必要はないと思われる。したがって、過少申告加算税を加重した結果、無申告加算税の割合より高くなることとなる場合には、軽重の均衡をとる必要があろう。

ある場合や課税対象とならないと考える場合にも、使途不明書類に記載しておけば、その後の税務調査で課税対象とされても過少申告加算税が軽減されるというメリットがある。

使途説明書類に記載がないということは、納税者において、①被相続人の生前の行為を全く把握しておらずその存在を認識していない場合か②認識しながらも記載していない場合のいずれかであるが、課税当局の税務調査の結果、金銭又は転化財産が明らかになった場合には、①の場合には納税者は税務調査によって初めて相続財産の存在を知ることとなったのであるから、遺産総額の増加が課税額の増加を上回るため、相続税課税への抵抗は少ないであろうし、②の場合には隠匿と考えられることから過少申告加算税を加重することにも合理性があるのではないか⁽¹³⁴⁾。

また、使途説明書類に記載しなかったことが、相続開始前後の状況から隠蔽・仮装に該当すると考えられる場合には、隠蔽・仮装にかかわった者については、上記の加重された過少申告加算税に代え、重加算税が賦課されることもあろう。

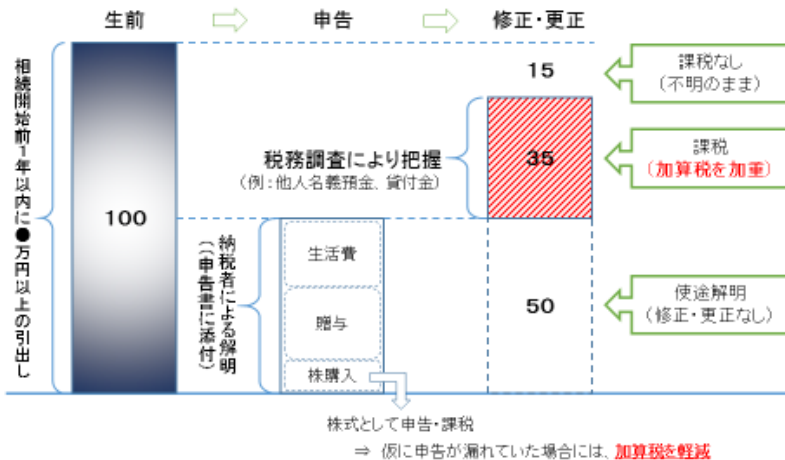
なお、相続税の重加算税に関し、共同相続人のうち 1 人がした隠蔽・仮装行為により他の相続人の相続税負担も不当に軽減された場合、工作者本人は重加算税の対象となるが、その工作行為を知らなかった他の相続人については重加算税を付加しない（過少申告加算税にとどまる）とされている⁽¹³⁵⁾。ここで、佐藤教授は、そのような扱いは、「重加算税賦課のためには納税者本人につき隠ぺい・仮装工作等についての認識があることを必要とするもの」ようであり、…このような判断が相続税事案についてのみなされていることも特筆に値しよう⁽¹³⁶⁾とされている。

(134) ②の場合、別途、重加算税の賦課の適否を検討することになる。

(135) 佐藤英明「納税者以外の者による隠ぺい・仮装工作と重加算税」総合税制研究 4 号 87 頁（1996）。

(136) 佐藤・前掲注(135)87 頁。

(概念図1)使途説明書類の添付と加算税の調整



4 他の論点

(1) 受容可能性

相続税の申告は、現在でも税理士の関与割合が高い⁽¹³⁷⁾。

税理士が、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項について記載し、当該申告書に添付する「税理士法第 33 条の 2 に規定する書面」は、(その内容は必ずしも預貯金口座から引き出された金銭の使途の解明を含むとは限らないが、)不明出金がある程度解明されていることが期待される⁽¹³⁸⁾。相続税の申告におけるその添付割合は近年大幅に増加

(137) 相続税事案における税理士関与割合は 89.8%である (平成 27 事務年度 国税庁実績評価書)。

(138) T K C 全国会相続税書面添付検討チーム『相続税の申告と書面添付 一安心の相続を実現するために一』(T K C 出版、2015) では、書面添付を実施した相続税申告については、税理士への意見聴取があった場合には実地調査に移行する割合が大幅に減少する、大口資産家で金融資産の割合が多い場合でも書面添付記載事項以外の不明点中心の調査となり調査期間も大幅に短縮される (同書 456 頁) とした上で、その記

してきている⁽¹³⁹⁾ことに鑑みれば、使途解明書類の添付を求めることは、納税者が対応できないような新たな負担を求めるものではないと考える。

(2) 想定される効果

課税当局の視点からは、使途解明書類の導入により税務調査において使途の確認に要する時間を一定程度削減できることから、その時間を使途解明書類に記載されていない使途の解明その他の財産の把握や他の事案に振り向けることができるといった効果が期待される。

(3) 技術的論点

具体的にこのような仕組みを運用しようとする場合、留意すべき点がいくつか存在する。

まず、課税当局が税務調査において使途解明書類に添付されていない財産を把握した場合、その財産が預貯金口座から引き出された金銭を原資とする転化財産であることを特定することができるかという点が挙げられる。引き出された金銭で転化財産を取得していることが日付などから明らかである場合にはそれを転化財産として過少申告加算税の加重措置の対象としても問題はないであろうが、例えば、相続人の固有財産からも同時期に出金がある場合など転化財産の原資が特定できない場合には、転化財産の全部を過少申告加算税の加重対象とすることはできない場合も生じられる⁽¹⁴⁰⁾。また、相続人が遺産分割協議等で対立しており、相続人グループごとに相続税の申告がされる場合の使途解明書類の扱いについて、例えばある相続人グループと他の相続人グループが提出した使途解明書類の記載内容が異なる場合に、その内容の差異が相続財産の帰属者との関係で加算税をどのように加重すべきかという問題が生じうる。

載方法の例が示されている。

(139) 相続税の申告における「税理士法第 33 条の 2 に規定する書面」の添付割合は、平成 21 年分が 5.6%であったのに対し、平成 26 年分は 13.7%となっている（平成 26 事務年度 国税庁実績評価書、平成 27 事務年度 国税庁実績評価書）。

(140) 逆に、税務調査において、使途解明書類の対象期間外、例えば 5 年前から存在する名義預金が発見された場合には、現行と同様に課税の可否が判断されるということで、本稿の埒外である。

5 小括

上記のとおり、使途説明書類の添付を求め、その適正な添付のための担保措置として過少申告加算税の加重措置又は軽減措置を講じることは、申告納税制度の趣旨、立証責任、課税方式との関係など、現行の我が国の税制全般及び相続税制の基本的な考え方を大きく変更することなく導入することが可能と考えられ、使途説明書類の導入により相続税申告における納税者のコンプライアンス向上も期待できる。

第3節 相続財産の推定課税導入による納税者コンプライアンスの向上

まず、第1章第1節及び第2章の内容を基に、理論的には相続税においても所得税等のような推計課税を行う余地があるかについて検討する。続いて、課税物件である財産そのものを推定により課税する韓国のような推定課税の導入及びその場合の論点について検討する。

1 相続税の推計課税の可否

所得税法 156 条は青色申告者に推計課税を禁じる趣旨の規定⁽¹⁴¹⁾であり、推計課税は明文の規定がなくとも行うことができるとすると、相続税には青色申告と白色申告の区分もなく、また、前述のように消費税では法律に推計課税の明文の規定がなくとも推計課税が行われていること、相続税も所得税、法人税及び消費税と同様に申告納税制度を採用していることも合わせ考えると、相続税法に推計課税を認める明文の規定がなくとも理論的には推計課税を行うことは可能である、ということになる。

ただし、そもそも「推計」とは「推定計算」であり、課税標準の計算を直接資料ではなく間接資料に基づく推定によって行うものであると考えると、

(141) 第2章第1節1参照。

相続税の場合、課税財産の存否自体を推定に委ねることとなり、計算の域を超え、性質も異なる。

ここで、第 1 章第 1 節 2 (1) の事例のように生前の一時期から相続開始までの間の預貯金の引出し等による金銭の流入を確認したうえで、その用途を解明していき、最終的には、費消、債務の弁済、贈与、他の財産への転化をしていないことを証明することにより課税する場合もあるが、それは、費消等をしていない部分について、事実認定で、相続開始時において相続人の手元に現金として存在していたことを推認し、課税したものと考えられる。

仮に、相続税においても個別の事案ごとに推計の必要性和合理性があれば、現在でも推計課税ができると考えた場合、必要性については、納税者の非協力等により直接資料を確認できない場合には、租税負担の公平の見地から、課税当局が間接資料により課税する必要性は主張し得ると思われる。

次に、推計の合理性について見る。第 2 章第 1 節 3 で述べたとおり、所得税においては、裁判例等を通じて各種の方法が蓄積されており、比率法、効率法を中心として純資産増減法、消費高法などが知られている。消費税においても、これらの手法を用いていると考えられる。ところが、相続税においては、他の被相続人と比較する比率法、効率法に近い手法を用いることはできず、かつ、比較することに何ら合理性はないと考えられる。

上記のとおり、相続税における推計課税とは、所得税等のように課税標準を計算する段階のものではない。また、仮に、計算以前の段階において適用するとしても、理論上は排除されないが、実務上は困難と考えられる。

2 相続財産の推定課税

次に、上記 1 の推計課税とは異なり、我が国においても韓国で行われている相続推定財産制度と同種の制度を導入することを検討する。(後掲「概念図 2」参照)

(1) 目的

韓国の相続推定財産制度は、生前の一定期間に預貯金口座から引き出さ

れた金銭と納税者が示した使途との差額を相続財産と推定するものであるが、このように存在が明らかでない「差額」を課税物件そのものと推定する制度は、我が国においては存在しない。上記のとおり、推計課税や移転価格税制における独立企業間価格の推定規定は、所得の存否ではなく、その計算方法を推定により行うものであるため、課税物件の存否自体を推定するものとは異なる。

しかしながら、直接資料が入手できない場合には一切課税できないということになれば、租税負担の公平の観点から問題であり、それは相続税制度、申告納税制度自体にも影響を及ぼしかねない。

そこで、我が国においても韓国の相続推定財産制度のような仕組みを設けることが考えられるが、その趣旨目的は、(韓国の相続推定財産制度と同様に) 把握が容易でない現金で相続することによる相続税負担の不当な軽減を防止するため、直接資料が入手できない場合に課税を放棄することは適当でないことから、課税時期における存在を確認できた取得財産に限らずに課税することを認めるもの、ということになろう。

(2) 規定の性質

相続財産を推定により課税する規定を設ける場合、その性質は、①所得税等の推計課税と同様(推計課税は創設的規定ではなく、青色申告者に推計課税を禁止したもの)、②それ自体を課税の根拠規定とし実額課税とは分けられた推定規定又は③同族会社の行為計算否認規定のような税務署長の裁量による課税規定、の3つの考え方がありうる。

これに関し、①については、上記1で述べたとおり、推計課税は理論的には明文の規定がなくとも可能であると考えられ、消費税との関係からも説明が困難である。また、③については、「税務署長は、・・・、相続税の負担を不当に減少する結果になると認めるときは、・・・を相続により取得したものと推定して、・・・できる。」のような不確定概念を用いた上で同様の効果を得ようとするものとなるが、この場合、実際には運用が難しくなり、韓国の相続推定財産課税のような課税は困難であると想定される。

したがって、上記②によることが適当と考えられる。

(3) 考えられる仕組み

イ 説明を要する金銭

説明を要する金銭については、第 2 節の使途説明書類の添付を求める場合と同様、相続開始前 1 年又は 2 年といった一定期間内に預貯金口座から引き出された金銭及び不動産又は有価証券等の資産の譲渡の対価として取得した金銭とすることが考えられる⁽¹⁴²⁾。また、生計費等の日常的な出費を考慮して、第 2 節の使途説明書類と同様に一定金額以上の支出がある場合のみ対象とすることが考えられる。

ロ 説明の内容

第 2 節と同様に相続税の申告書に使途説明書類を添付することとし、その使途説明書類により説明された金額は推定課税の課税対象としないことが適当である。

ハ 推定による課税

上記イの金額から上記ロの金額を控除した金額を被相続人から相続により取得した財産と推定して課税する⁽¹⁴³⁾。この際、控除した金額のう

(142) このほか、相続開始前一定期間の始点として被相続人がその死亡の日の属する年の前年 12 月 31 日（国外送金等調書法 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定の適用がある場合には、その死亡の日の属する年の前々年の 12 月 31 日）を基準として提出した財産債務調書を用い、そこに記載された財産（例えば、預貯金口座の残高）から相続開始時までの減少額とすることも考えられる。推定での課税は納税者には不利な規定であることから、被相続人が認識していた財産を基準とすることは、納税者にとっても明確で妥当なものと考えられる。また、説明の対象期間も比較的短くなり（場合によっては 2 カ月程度）、説明が容易になると思われる。

ただし、財産債務調書の提出義務者は、①その年分の総所得金額が 2,000 万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日において 3 億円を超える保有資産額を有する者等とされているため、相続税が課税される者の中でもごく僅かの者に限られてしまうこと（平成 27 年分の相続税の課税状況を見ると、遺産総額が 3 億円超の事案は 7,618 件であり、課税事案 103,043 件のうち 7.4%に過ぎない。さらに所得金額要件を考慮すると、対象者はさらに少なくなる）が想定される。）及び②他人名義口座について対象となる支出に加えることができない可能性が高いことから、使途を説明すべき金銭については、第 2 節で触れた「相続開始前一定期間内に一定金額以上の引出し等があった場合」とすることが適当と考えられる。

(143) 申告納税制度・質問検査権の趣旨に鑑み、質問検査権を行使しても直接資料を入

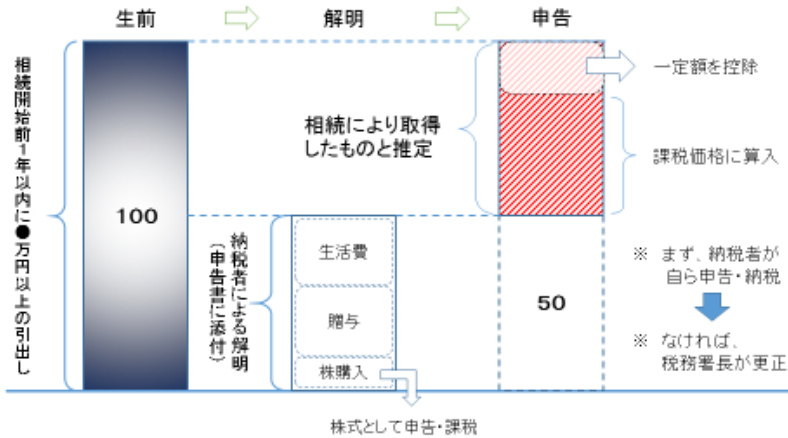
ち一定金額については課税対象としない、すなわち一定金額を控除した部分について課税することも考えられる⁽¹⁴⁴⁾。また、推定規定であることから、納税者は反証により推定を破ることができる。

なお、現行の遺産取得課税方式のもとで相続財産の推定課税を導入する場合、財産の帰属者の特定が問題となる。通常、財産の帰属者が特定している場合及び相続人間で追加の遺産分割協議が行われた場合にはそれぞれの帰属者の取得財産として課税され、税額計算を行うこととなるが、本件の場合、具体的な財産が特定されていないことからその帰属者も特定されていない。この場合には、現行の未分割財産と同様に法定相続分に従って取得したものとして課税することが考えられる。

手できない場合に限定することも考えられるが、質問検査権を行使しても直接資料を入手できない場合に推定課税ができることとすれば、逆に深度ある調査が行われない可能性もあることから、適当でないと思われる。

- (144) 一定金額について課税しないこととする場合には、用途説明書類の提出に金額基準を設ける場合と同様、その金額までであれば引き出した後の用途が不明だと主張しても更正処分を受けることはないというメッセージが納税者に伝わるおそれがある。ただし、その場合であっても、現行法の範囲内で課税当局が税務調査により把握した財産について更正処分をすることは可能であろう。

(概念図2) 使途説明書類の添付と 推定課税



3 留意点

我が国の相続税において上記のように相続財産の推定課税を導入しようとする場合、いくつかの論点が存在するため、制度の導入を検討する際には、これらの論点にも留意する必要がある。

(1) 課税方式との関係

第3章のとおり、韓国の相続税は遺産課税方式であり被相続人の遺産を課税物件として課税されることから、遺産の存在を推定するのみである。我が国の相続税は遺産取得課税方式であり相続人が相続又は遺贈により取得した財産を課税物件として課税されることから、各相続人が取得したものと推定することになる。この点、日本民法の死亡に伴う財産移転は包括承継主義を採用しているのであるから、被相続人の死亡による相続開始時に相続人が取得するものと考えれば、問題はないと思われる。

(2) 反証の内容

課税当局が預貯金口座から引き出された金銭の額と使途説明書類で説明した金額との差額を相続財産と推定して課税する場合、納税者は反証により推定を破ることができる。これについて、所得税等の推計課税の場合は、課税当局が推計の合理性を立証する必要がある、納税者は実額で反証するのに対し、相続税の相続財産の推定課税の場合、課税当局は創設的規定に基づき財産の取得を推定して課税し、納税者は相続財産が存在しないこと又は自らは取得していないことを証明する⁽¹⁴⁵⁾のであるが、これはいずれも「ないことの証明」を求めていることになる。納税者は費消、贈与等の事実を積み上げて証明することになるのであろうが、当初申告で使途説明書類に記載しなかったものについて、納税者の反証は困難となる可能性が高い。相続人間の協力がなければ、更に証明は困難であろう。

(3) 手続の問題

申告納税制度を採用する我が国において、相続税の申告書に使途説明書類の添付を義務付け、預貯金口座から引き出された金銭の額と使途説明書類に記載された金額との差額から一定額を控除した金額を相続により取得したものと推定する場合、その計算は納税者が相続税の申告書に記載し、相続税額として納付することとなるが、納税者にそのような計算を期待することが適当かという問題がある。

これについては、移転価格税制の独立企業間価格と同様に考えれば、一義的には納税者に法律の規定に基づく申告・納付を求めることとし、仮にその申告がない、又はその金額に疑義がある場合には、税務署長は質問検査権の行使によりその金額を更正するという二段構えとすることが考えられる。

(145) 被相続人の生前の費消、貸付、贈与、転化財産の存在等の事実が新たに明らかになった場合には、その内容を主張し、推定課税の金額を減ずることは十分可能であろう。

第 4 節 納税者の権利の保護

修正申告書の提出又は更正若しくは決定により税額が増加する場合には、現行の相続税の税額計算の仕組み上、すべての納税義務者の相続税額に影響が及ぶことになる。そのため、使途説明書類の提出を求め、その担保措置として加算税の加重措置を講じようとする場合又は相続財産の推定課税を行おうとする場合には、これらの措置は現行制度にはない仕組みであり、かつ、納税者に不利な措置であることから、明確な適用要件を設けるなど、納税者の権利の保護を十分に確保することも必要となろう。最後にその点について検討する。

1 適用要件等の明確化

第 2 節の使途説明書類については、「相続開始前一定期間内に預貯金口座から一定金額以上の金銭の引出しがある場合には、相続税の申告書にその使途を説明した書類を添付しなければならない」とし、期間・金額の基準を明示すれば、適用要件は明確である。また、その担保措置としての加算税の加重措置又は軽減措置については、その対象となる使途説明書類に記載されていない課税財産の把握は課税当局による質問検査権の行使を前提としており、立証責任などは現行制度と同様であることから、転化財産の取得資金に相続人の固有財産が混入している場合など加算税の加重措置の対象となる課税財産の認定などの技術的論点は残るものの、特段の問題は生じないものと思われる。

第 3 節の相続財産の推定課税については、「相続開始前一定期間内に一定金額以上の預貯金口座からの金銭の引出しがある場合には、その出金額から使途説明書類によって使途が明らかにされた金額（及び一定の金額）を控除した金額については、被相続人からの相続により取得したものと推定して課税価格を計算する」とし、加えて各相続人が法定相続分で取得したものと推定

すれば、法令上の適用要件としては明確⁽¹⁴⁶⁾である。

しかしながら、課税要件事実の存否については原則として課税当局が立証責任を負う⁽¹⁴⁷⁾とされる我が国の租税制度においては、受け入れられにくい可能性がある。

また、前述のとおり、納税者の反証は「ないことの証明」とならざるを得ず、困難なものになるであろう。現在は課税当局が負っている立証責任を納税者側に転嫁することになるため、真に財産の取得を知らない者への対応を整備する必要がある。

2 真に財産の取得を知らない者への対応

第 2 節の使途説明書類の担保措置としての過少申告加算税の加重措置又は第 3 節の相続財産の推定による創設的課税規定を設けようとする場合、真に財産の取得を知らない者への対応が必要になるものと考えられるため、それについて検討する。

(1) 共通の緩和政策

真に財産の取得を知らない者に対しては、本来、課される税額の多寡による議論は馴染まないのではあるが、下記 (2) 及び (3) に共通の緩和政策として、使途説明を求める一回当たりの引出し額を 100 万円以上のものとするなど引出しを限定することにより細かい出費は使途説明の対象とならないこととすれば、そもそも差額が生じる可能性は小さくなり、また、高額の出費であれば、何らかの記録が残る可能性が高いと考えられる。これに加え、第 3 節で述べた推定課税を行う場合には一定額を控除することとすれば、推定課税により課税される税額は実際の不明額に対応する税額より小さいものとなるため、実質的な緩衝策となると考えられる。

(146) 推定課税規定の発動要件として「相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合」とすることも考えられるが、その場合、第 3 節 2 (2) のとおり、適用の有無自体が税務署長の裁量に委ねられることとなり、不明確となる。

(147) 金子・前掲注(61)1043 頁。

(2) 過少申告加算税の加重措置の適用

過少申告加算税は、正当な理由がある場合以外は賦課されるため、第2節の担保措置としての過少申告加算税の加重措置も、基本的には全ての相続人に適用されると考える。

(3) 相続財産の推定課税の適用

真に財産の取得を知らない者が存在する場合については、2つのケースが考えられる。1つは相続人又は受遺者のうちの誰かが使途を知っている場合であり、もう1つは全ての相続人又は受遺者が使途について不知である場合である。

一部の相続人が使途を知っている場合には、本来、その者がその内容を使途説明書類に記載すれば問題は生じないのであるが、それを使途説明書類に記載せず、推定により課税が行われた場合には、他の相続人はどのように扱われるべきであろうか。

この点、重加算税の賦課についての論点であるが、佐藤教授は、「利益同一集団」⁽¹⁴⁸⁾の概念を用い、「共同相続に関する相続税の事案であるが、生前から被相続人の財産管理をしていた相続人の一人が無記名預金を相続財産に含めずに自分のものとしていた事案について、国税不服審判所が他の共同相続人に対する重加算税賦課を違法と判断した例（昭和 62 年 7 月 6 日裁決、事例集 34 号 1 頁）や先に挙げた 6 の相続税事案⁽¹⁴⁹⁾などを見ると、『利益同一集団』とされる基準のあり方の具体像もある程度輪郭が明らかになってきていると考えられる」⁽¹⁵⁰⁾とされ、相続税の申告について他の

(148) 「相続人中の一人の者の隠べい・仮装工作によって相続人全員が恩恵を被るという関係にあり、かつ、隠べい仮装を主導した相続人は自分の利益のみを目的としてそのような工作を行なったものとも言えない」場合について、隠蔽仮装をした者とその他の納税者が「利益同一集団」に入っているとされている（佐藤英明「第三者による隠蔽仮装工作と重加算税賦課～最近の裁判例から」税務事例研究 85 号 43 頁(2005)）。

(149) 他の相続人から相続税の申告について包括的な委任を受けた相続人の一人が元弁護士と共同して被相続人に多額の債務があったように仮装して申告した事案について、仮装行為の存在を知らなかった他の相続人に対する重加算税の賦課が適法であるとされた事案である。

(150) 佐藤・前掲注(148)46 頁。

相続人から包括的な委任を受けた相続人が隠蔽・偽装を行った場合には他の相続人も「利益同一集団」として重加算税を賦課されるべきとされる。また、相続税に限定されたものではないが、『利益同一集団』内の第三者による隠ぺい偽装工作にもとづく重加算税賦課については、これを原則として認めるという立場を取ったが、仮に『利益同一集団』内であっても、なお、例外的に重加算税の賦課が認められない何らかの『事情』というものを考えるのか…現在の裁判例の流れから推測すると…利益同一集団内であれば、消極的にせよ納税者本人の関与が推定されるが、納税者が何らの関与もないことを立証すれば重加算税賦課処分は取り消される、という構成による処理が可能であると考えられる」⁽¹⁵¹⁾とされている。

これについて、相続財産の推定課税の適用は重加算税賦課の適否に関する論点ではなく、かつ、必ずしも各相続人が利益同一集団といえない場合もあるものの、この考え方は、推定課税の対象となる納税者の切り分けにも妥当するものと考ええる。すなわち、利益同一集団である各相続人間であれば、消極的にせよ各納税者の関与が推定されるが、納税者が何らの関与もないことを立証すれば第 3 節の推定課税は適用されない、という対応が可能ではないか。その場合、納税者は、自らが関与していないことを、おそらく間接資料の積み上げによって立証すれば良いと考えられる。それにより相続人相互間での牽制が働き、コンプライアンスの向上にもつながる。

もうひとつ、全ての相続人又は受遺者が使途について不知である場合（あまり考えられないが、例えば、被相続人自身が生前に高額なギャンブルに費消した場合や相続人が知らないいわゆる特殊関係人に多額の贈与をしていた場合など）については、上記と同様に各相続人が自らは何ら関与がないことを立証すれば課税がされないということになる（挙げた例の後者の場合、特殊関係人に贈与税が課税されるべきである。）。

(151) 佐藤・前掲注(148)50 頁。

3 その他

(1) 遺産分割への影響

仮に相続人の一人が被相続人の生前にその預貯金を引き出していた場合など、他の相続人が預貯金の引出し自体を知らない場合には、相続税で用途説明書類の添付を求めることにより、私法上の遺産分割における紛争を誘発することになるとの懸念もあるものの、申告期限までに用途説明書類提出のために生前の支出に関する情報も相続人間で共有しなければならず、すべての相続人がより早期に遺産の総額を知る機会を得ることから、早期の公平な遺産分割協議に資する面もある。

(2) 連帯納税義務の適用除外

上記 2 により真に財産の所在を知らないことを理由に課税対象から除外したにもかかわらず、相続税法 34 条の連帯納税義務の規定により結果的にその部分の納付を求められることを防止するため、第 3 節の相続財産の推定課税により生じた税額については連帯納付義務の規定を適用しないこととする必要がある。

おわりに

相続税の課税件数の増加、タンス預金の増加など相続税の税務調査を取り巻く環境が厳しくなる中で、「被相続人の生前に預貯金口座から引き出された金銭がその後どうなったかわからず、相続税の課税価格に適切に反映されない」という問題について研究を行った。

まず、相続税の課税対象となる財産の把握に関して、近年、国外財産調書及び財産債務調書の導入、マイナンバー制度の導入、共通報告基準（CRS）による自動的情報交換制度の導入並びに富裕層PTの組成といった制度面及び執行面の双方から高額資産家の課税漏れを防止する仕組みが整いつつあることを確認した。

次に、直接資料が存在しない場合に間接資料により課税する仕組みとして所得税等における推計課税、移転価格税制における独立企業間価格の推定規定及び韓国相続税における相続推定財産制度について、その内容を確認した。そこでは、①推計課税は明文の規定がなくとも適用できるものの、相続税の場合、課税対象の存否に関するものであり、また、類型化された合理的な推計方法の蓄積もないことから適用は困難と考えられること及び②韓国相続税と我が国相続税の構造的な差異を明らかにした。

以上を踏まえ、上の問題意識への対応策を検討した。

まず、財産債務調書の記述を詳細にすること、マイナンバー制度を更に有効に活用することといった現行制度の活用及び拡充による資産捕捉の充実が重要である。各種の資産把握の仕組みが整備され、運用されれば課税当局による財産把握の精度が上がり、所在不明財産が縮小し、適正な課税に近づくと考えられる。

次に、預貯金口座から引き出された金銭の使途が不明となった場合の対応として、相続税の申告書に使途説明書類の添付を義務付けることとし、その適正な提出の担保のための措置として、過少申告加算税の加重措置及び軽減措置を講ずることを提案した。これは、一義的には納税者に使途不明金の説明を求め、

使途説明書類をもってしても不明な部分については税務調査により税額を是正することを前提としており、遺産取得課税方式・申告納税制度を採用する我が国の相続税の体系の中でも大きな摩擦なく定着させることができるのではないかと考える。

最後に、韓国の相続推定財産課税制度を参考に、預貯金口座から引き出された金銭の額から使途説明書類により解明された金額及び一定の控除額を控除した差額を相続により取得したものと推定して相続税を課税する措置を提案した。ただし、このような推定課税の仕組みは、我が国の租税制度においては課税要件事実の存否については原則として課税当局が立証責任を負うとされることが、真に取得の事実を知らない納税者にとってその反証は「ないことの証明」とならざるを得ないことにも留意する必要がある。

被相続人が既に死亡していることを奇貨として適正な申告をしない納税者が存在することもまた事実であり、租税負担の公平の観点から、このような納税者への課税を放棄するわけにはいかない。そこで、何らかの対応が必要と考えるが、対応策は具体的には以下のとおり整理できる。

- ① 調書制度、マイナンバー制度等の活用、充実
- ② 使途説明書類の添付義務化及び税務調査で発見された使途説明書類に記載のない財産への過少申告加算税の加重措置又は記載された財産への軽減措置
- ③ 使途説明書類に記載されていない部分について、相続財産と推定して課税

これらは、①ほぼ現行法の範囲内、②現行法の範囲外だが現行相続税体系の枠内、③現行法の範囲外、かつ、現行相続税体系の枠外となり、導入のインパクト、難易度は、①から③の順に高いと思われる。

具体的な対応としてどの程度の措置を講ずべきかは、近年充実してきている納税環境整備の効果や税務執行の状況を見極めたうえで定められるべきであり、納税者の意識の変化も踏まえ、その時代に適した対応を取る必要があろう。

その際、被相続人の生前に預貯金口座から引き出された金銭が、把握が難しい国外に移転される可能性や一般社団法人等を用いた租税回避スキームに用いられる可能性もある。

今後も冒頭の問題意識のもと、さらに検討が進み、相続税の適正公平な課税が実現されることを期待したい。